

参 考 資 料

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定の経過	1
「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」にかかる パブリック・コメント手続きの実施結果	3
大阪市社会福祉審議会条例施行規則	6
大阪市社会福祉審議会運営要綱	8
大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 委員名簿	10
高齢者に関わる様々な計画	12
大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関連する法令	15
用語解説	16
区別情報	31

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定の経過

- 平成 28 年 1 月 27 日 平成 27 年度 第 1 回高齢者福祉専門分科会
- ・ 高齢者専門分科会の分科会長等の選任について
 - ・ 大阪市高齢者実態調査について
 - ・ 大阪市介護保険事業の現状について
- 2 月 10 日 平成 27 年度 第 1 回保健福祉部会
- ・ 大阪市高齢者実態調査について
- 2 月 17 日 平成 27 年度 第 1 回介護保険部会
- ・ 大阪市高齢者実態調査について
- 3 月 30 日 平成 27 年度 第 2 回高齢者福祉専門分科会
- ・ 大阪市高齢者実態調査について
 - ・ 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況について
 - ・ 新しい包括的支援事業について（在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、生活支援体制整備事業）
- 7 月 27 日 平成 28 年度 第 1 回高齢者福祉専門分科会
- ・ 大阪市介護保険事業の現状について
- 11 月 11 日 平成 28 年度 第 2 回高齢者福祉専門分科会
- ・ 大阪市高齢者実態調査報告書（案）について
 - ・ 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況について
- 平成 29 年 3 月 21 日 平成 28 年度 第 3 回高齢者福祉専門分科会
- ・ 大阪市高齢者実態調査報告書について
 - ・ 次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について
 - ・ 「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況について
- 7 月 18 日 平成 29 年度 第 1 回保健福祉部会
- ・ 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～32 年度）の策定について
 - ・ 大阪市介護保険事業の現状について
- 7 月 20 日 平成 29 年度 第 1 回介護保険部会
- ・ 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～32 年度）の策定について
 - ・ 大阪市介護保険事業の現状について
 - ・ 介護保険給付にかかる費用の見込み等の考え方
- 9 月 26 日 平成 29 年度 第 2 回介護保険部会
- ・ 大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成 30 年度～32

- 年度)の策定について(計画の総論・各論、日常生活圏域の設定、介護保険給付にかかる費用の見込み等)
- 9月28日 **平成29年度第2回保健福祉部会**
 ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)の策定について(計画の総論・各論、日常生活圏域の設定)
- 10月25日 **平成29年度第1回高齢者福祉専門分科会**
 ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)の策定について(計画の総論・各論、日常生活圏域の設定、介護保険給付にかかる費用の見込み等)
- 12月4日 **平成29年度第2回高齢者福祉専門分科会**
 ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30年度～32年度)の策定について(計画の総論・各論、具体的施策、施策の推進体制、施設等の整備目標数、サービス目標量、自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標、介護保険給付に係る費用の見込み)
 ・パブリック・コメントの実施について
- 12月25日 **パブリック・コメント手続の実施**
 平成29年12月25日(月)～平成30年1月24日(水)
 受付件数140件 意見件数175件
- 平成30年2月8日 **平成29年度第3回保健福祉部会**
 ・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について
 ・平成29年12月4日に開催した高齢者福祉専門分科会での意見について
 ・「第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標」の項目の追加について
- 2月14日 **平成29年度第3回介護保険部会**
 ・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について
 ・平成29年12月4日に開催した高齢者福祉専門分科会での意見について
 ・「第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標」の項目の追加について
- 3月14日 **平成29年度第3回高齢者福祉専門分科会**
 ・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」に対するパブリック・コメント手続の実施結果について
 ・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)」について

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」
に関するパブリック・コメント手続きの実施結果について

1 意見募集期間

平成29年12月25日（月）から平成30年1月24日（水）まで

2 意見の提出方法

ハガキ・封書による送付、ファックス、電子メール、持参による

3 素案の公表方法

(1) 計画（素案）の閲覧、概要版の閲覧・配布

- ・福祉局高齢者施策部（高齢福祉課、介護保険課）
- ・各区保健福祉センター（24か所）
- ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ・市民情報プラザ
- ・各地域包括支援センター（66か所）
- ・各総合相談窓口（ランチ）（68か所）
- ・各区図書館（24か所）
- ・各老人福祉センター（26か所）
- ・大阪市社会福祉協議会
- ・各区社会福祉協議会（24か所） など

(2) インターネットによる公表

- ・大阪市ホームページにて、上記1の期間中公表

4 集計結果

(1) 意見提出件数

- ・受付件数 140件 ・意見件数 175件

(2) 受付件数の内訳

- ・市内・市外別・提出方法別集計（件）

	ハガキ・封書	F A X	メール	持 参	計
大阪市内	21	76	2	28	127
大阪市外	3	0	0	1	4
不明	0	7	1	1	9
計	24	83	3	30	140

- ・市内・市外別・年齢階層別集計（件）

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～74歳	75歳以上	不明	計
大阪市内	1	2	3	9	8	57	45	2	127
大阪市外	0	0	1	1	0	2	0	0	4
不明	0	0	0	1	0	2	4	2	9
計	1	2	4	11	8	61	49	4	140

意見内容による分類

意見件数175件

意見内容	意見件数
総論	5
第1章 計画策定の趣旨・概要	2
第2章 第6期計画の進捗と評価・課題	1
第3章 大阪市の高齢化の現状	0
第4章 高齢者の実態調査結果の概要	0
第5章 平成37（2025）年の社会の姿	0
第6章 計画の基本的な考え方	2

重点的な課題と取組み	49
第7章 重点的な課題と取組み	49
1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実	1
（1）在宅医療・介護連携の推進	4
（2）地域包括支援センターの運営の充実（地域ケア会議の推進）	5
（3）地域における見守り施策の推進（孤立化防止を含めた取組み）	3
（4）複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実	0
（5）ひとり暮らし高齢者への支援（再掲）	0
2 認知症の方への支援と高齢者の権利擁護施策の推進	
（1）認知症の方への支援	3
（2）権利擁護施策の推進	0
3 介護予防の充実、市民による自主的活動への支援	
（1）一般介護予防事業の推進（介護予防・重度化防止の推進）	4
（2）健康づくりの推進	3
（3）高齢者の社会参加と生きがいづくり	2
（4）ボランティア・NPO等の市民活動支援	0
4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実	
（1）介護予防・生活支援サービス事業の充実	2
（2）生活支援体制の基盤整備の推進	0
（3）介護給付等対象サービスの充実	2
（4）介護サービスの質の向上と確保	13
（5）在宅支援のための福祉サービスの充実	1
（6）介護人材の確保及び資質の向上	6
5 高齢者の多様な住まい方の支援	

具体的施策	6
第8章 具体的施策	6
1 地域包括ケアの推進	
2 認知症施策と権利擁護施策	
3 介護予防、健康づくり、生きがいづくり	1
4 サービスの充実・利用支援	3
5 住まいづくり・まちづくり	2

パブリック・コメントの意見内容の内訳

意見内容	意見件数
施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標	1
第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標	1
1 施設等の整備目標数・サービス目標量等	
2 自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標	1
介護保険給付に係る費用の見込み等	114
第10章 介護保険給付に係る費用の見込み等	114
8 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み	
(1) 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用(利用者負担分を除く)の見込み	0
(2) 保険料段階及び保険料率の設定	0
(3) 第1号被保険者(65歳以上)の保険料(試算額)	114
(4) 介護保険サービスの利用料	0
施策の推進体制	
第11章 施策の推進体制	

大阪市規則第 175 号

大阪市社会福祉審議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市社会福祉審議会条例（平成 12 年大阪市条例第 19 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 12 条第 2 項の規定により読み替えられた法第 11 条第 1 項の規定により置かれる専門分科会のほか、同条第 2 項の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を分掌させる。

- (1) 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 社会福祉施設・法人選考専門分科会 社会福祉施設の設置等及び社会福祉法人の設立等に係る審査に関する事項

2 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）は、委員長が指名する委員及び法第 9 条第 1 項の臨時委員（以下「臨時委員」という。）で組織する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によりこれを定める。

(専門分科会の会議)

第 3 条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

2 専門分科会は、当該専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(審査部会)

第 4 条 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 3 条第 1 項の規定により置かれる審査部会に審査部会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

2 審査部会の会議は、審査部会長が招集する。

3 審査部会は、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

(専門分科会の部会)

第 5 条 審議会は、必要に応じて専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会の部会にあつては、委員) で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員 (民生委員審査専門分科会の部会にあつては、委員) の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会の部会にあつては、委員) の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員 (民生委員審査専門分科会の部会にあつては、委員) の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、福祉局において処理する。ただし、児童福祉専門分科会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大阪市社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市社会福祉審議会条例施行規則(平成25年大阪市規則第175号。以下「市規則」という。)第8条の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

2 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(審査部会)

第3条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「政令」という。)第3条第1項の規定により審議会に置く審査部会の名称及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。

2 審査部会は、政令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について意見を聴く。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項に規定する医師の指定にあたっての意見
- (2) 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第3項に規定する医師の指定の取消しにあたっての意見
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定及び同法第68条に規定する指定自立支援医療機関の指定の取消し

(専門分科会の部会)

第4条 審議会は、市規則第5条第1項の規定により、児童福祉専門分科会に別表第2に掲げる部会を、高齢者福祉専門分科会に別表第3に掲げる部会を置くものとする。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 1 項（身体障害者福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
第 1 審査部会	肢体不自由に関する事項
第 2 審査部会	視覚障がいに関する事項
第 3 審査部会	聴覚機能・音声言語機能・平衡機能・そしゃく機能障がいに関する事項
第 4 審査部会	内部障がい（心臓）に関する事項
第 5 審査部会	内部障がい（じん臓）に関する事項
第 6 審査部会	内部障がい（呼吸器）に関する事項
第 7 審査部会	内部障がい（ぼうこう・直腸）に関する事項
第 8 審査部会	内部障がい（小腸）に関する事項
第 9 審査部会	内部障がい（免疫）に関する事項
第 10 審査部会	内部障がい（肝臓）に関する事項

別表第 2（第 4 条第 1 項（児童福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
里親審査部会	児童福祉法施行令第 29 条に基づく里親の認定に関する事項
こども相談センター審査部会	児童福祉法第 27 条第 6 項に基づく施設入所等の措置の決定及び解除等に関する事項
児童虐待事例検証部会	児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析・検証等に関する事項

別表第 3（第 4 条第 1 項（高齢者福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
保健福祉部会	大阪市高齢者保健福祉計画に関する事項及びその他高齢者施策（介護保険事業に係るものを除く。）の推進に関する事項
介護保険部会	大阪市介護保険事業計画に関する事項及び介護保険事業の円滑な実施に関する事項

大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 委員名簿

平成30年3月31日現在

	氏名	役職名
専門分科会長	多田 羅 浩三	一般財団法人 日本公衆衛生協会会長
専門分科会長代理	上野谷 加代子	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
保健福祉部会長	早瀬 昇	社会福祉法人 大阪ボランティア協会常務理事
保健福祉部会長代理	中尾 正俊	一般社団法人 大阪府医師会副会長
介護保険部会長	川井 太加子	桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授
介護保険部会長代理	植田 政孝	大阪市立大学名誉教授
委員	芥川 公昭	大阪市医師会連合会会長
委員	家田 知明	介護保険第2号被保険者代表(公募委員)
委員	乾 繁夫	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会会長
委員	大槻 和夫	弁護士
委員	大橋 誠子	介護保険第2号被保険者代表(公募委員)
委員	木下 真弓	介護保険第1号被保険者代表(公募委員)
委員	小谷 泰子	一般社団法人 大阪府歯科医師会理事
委員	後藤 静男	一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟代表理事
委員	白澤 政和	桜美林大学大学院老年学研究科教授
委員	高橋 弘枝	公益社団法人 大阪府看護協会会長
委員	筒井 由美子	介護保険第1号被保険者代表(公募委員)
委員	手嶋 勇一	一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会会長
委員	道明 雅代	一般社団法人 大阪府薬剤師会常務理事
委員	野口 一郎	一般社団法人 大阪市老人クラブ連合会副理事長
委員	濱田 和則	公益社団法人 大阪介護支援専門員協会会長
委員	光山 誠	公益社団法人 大阪介護老人保健施設協会理事
委員	森 一彦	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
委員	矢田 貝喜佐枝	大阪市地域女性団体協議会会長
委員	山川 智之	公益社団法人 大阪府理学療法士会会長
委員	山本 長助	大阪市民生保健委員会委員長

保健福祉部会 委員名簿

	氏名
部会長	早瀬 昇
部会長代理	中尾 正俊
委員	大槻 和夫
委員	白澤 政和
委員	高橋 弘枝
委員	野口 一郎
委員	森 一彦

介護保険部会 委員名簿

	氏名
部会長	川井 太加子
部会長代理	植田 政孝
委員	芥川 公昭
委員	家田 知明
委員	大橋 誠子
委員	木下 真弓
委員	小谷 泰子
委員	後藤 静男
委員	筒井 由美子
委員	道明 雅代
委員	濱田 和則
委員	光山 誠
委員	山川 智之

(参考：大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の変遷)

昭和 63 (1988) 年 11 月 ~ 「大阪市高齢者サービス総合調整推進会議」

保健・医療・福祉の問題を重複して抱える高齢者のニーズに応えるために、公・民が協力して総合的な諸施策の企画立案を進めることを目的として、「大阪市高齢者サービス総合調整推進会議」を設置。

平成 3 (1991) 年 6 月 ~ 「大阪市いきいきエイジング懇話会」

高齢社会対策を総合的かつ効果的に推進するために、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「大阪市いきいきエイジング懇話会」を設置。

平成 10 (1998) 年 7 月 ~ 「大阪市介護保険事業計画策定委員会」

市民や専門家の意見を聞き、介護保険事業の円滑な実施を確保することなどを目的として、被保険者代表、保健関係者、医療関係者、福祉関係者及び学識経験者等で構成する「大阪市介護保険事業計画策定委員会」を設置。

平成 12 (2000) 年 12 月 ~ 「大阪市高齢者施策推進委員会」

上記 3 つの会議等については、機能が一部重複している部分もあったため再編し、学識経験者や市民から公募した委員等で構成する「大阪市高齢者施策推進委員会」を設置するとともに、そのもとに「保健福祉部会」、「介護保険部会」、「高齢社会研究部会」を設置。

平成 23 (2011) 年 10 月 ~ 「大阪市高齢者施策推進会議」

大阪市の審議会に関する指針に基づき、大阪市高齢者施策推進委員会を「大阪市高齢者施策推進会議」に名称変更し、そのもとに「保健福祉部会」、「介護保険部会」、「高齢社会研究部会」を設置。

平成 24 (2012) 年 12 月 ~ 「大阪市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会」

「大阪市高齢者施策推進会議」については、高齢者福祉に関する事項を調査・審議する「社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」と審議内容が類似していることから、社会福祉審議会の専門分科会として統合するとともに、そのもとに「保健福祉部会」、「介護保険部会」を設置。

高齢者に関わる様々な計画

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が連携する高齢者に関わる様々な計画としては、次の計画があります。

大阪市地域福祉基本計画	<p>大阪市地域福祉基本計画は、区地域福祉計画(区地域福祉ビジョン等)と一体で「社会福祉法」に基づく市町村地域福祉計画を形成します。</p> <p>「だれもが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくり」を基本理念とし、全ての区で最低限実施する必要のある基礎的な施策や、中長期的な視点を持って統一的に実施していく施策を盛り込んだ計画です。</p>
大阪市障がい者支援計画	<p>「障害者基本法」に基づく市町村障がい者計画で、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等について、総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。</p>
障がい福祉計画	<p>「障害者総合支援法」に基づく市町村障がい福祉計画で、障がい福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ計画です。</p>
障がい児福祉計画	<p>「児童福祉法」に基づく市町村障がい児福祉計画で、障がい児通所支援等に関する事項を盛り込んだ計画です。</p>
大阪府地域医療構想	<p>医療や介護に関する他の計画との整合性を図りながら、平成 37 年(2025年)の医療需要と病床の必要量や、目指すべき医療提供体制を実現するための施策等を定めるものです。</p>
大阪府保健医療計画	<p>「医療法」に基づく「医療計画」であり、5 疾病 4 事業及び在宅医療を中心に、医療提供体制、医療連携体制等の医療体制に関する大阪府の施策の方向を明らかにする計画です。</p>
大阪府介護給付適正化計画	<p>利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するもので、平成 20 年 3 月から計画を策定し、介護給付適正化事業を推進しています。</p>
大阪府高齢者計画	<p>大阪市を含む大阪府下の市町村における高齢者保健福祉サービスの目標量や介護サービス見込み量をもとにして、広域的な観点から施設整備、人材の養成・確保などサービスの円滑な提供を図るために必要な体制の整備について定めている計画です。</p> <p>大阪府では、市町村計画策定に際しての留意点をまとめた市町村高齢者計画策定指針を示し、市町村計画と大阪府計画との整合を図っています。</p>

大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略	大阪市人口ビジョンを踏まえ、大阪市の「まち・ひと・しごとの創生」に向けた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめたものです。
大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21(第2次後期)」	市民の健康づくりに関する施策や取り組みの基本的な計画です。「全ての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現」を基本理念とし、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。
大阪市交通バリアフリー基本構想	鉄道駅などの旅客施設や周辺道路等のバリアフリー化を重点的、一体的に推進するため、梅田・難波など25地区において基本構想を策定しています。 基本構想では交通バリアフリー化に対する基本理念・基本方針をはじめ、重点的にバリアフリー化を推進する地区の位置及び実施すべき事業の内容を定めています。
道路特定事業計画	大阪市交通バリアフリー構想の実現に向け視覚障害者誘導用ブロックの設置や歩道の段差解消、勾配修正の取り組みや、歩行空間の確保、道路標識による案内・誘導等の整備の計画です。
大阪市地域防災計画 <震災対策編>	大阪市域の震災にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、市民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、大阪市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的としています。
大阪市地域防災計画 <風水害編>	大阪市域の風水害等にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、市民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、大阪市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的としています。
大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	大阪市において、避難行動要支援者の自助、地域(近隣)の共助を基本として、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、大阪市地域防災計画の内容を具体化した避難行動要支援者の支援策に係る全体的な考え方を定めています。
大阪市男女共同参画基本計画 ～第2次大阪市男女きらめき計画～	男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。
大阪市人権行政推進計画 ～人権ナビゲーション～	人権尊重の視点から行政運営を行う仕組みをつくるとともに、人権教育・啓発、人権相談・救済の取り組みを推進し、すべての市民の人権が尊重される「国際人権都市大阪」をめざします。
第3次「生涯学習大阪計画 ～ひと・まち・まなびをつなぐ生涯学習～」(2017-2020)	大阪市が育ててきた「ひと」と、市民主体で進めてきた「まち」と、多様な「まなび」をつなぐ生涯学習をすすめることをめざしています。

<p>市政改革プラン 2.0 -新たな価値を生み出す改革-</p>	<p>市民・利用者の視点に立った質の高い行財政運営を推進するとともに、官民の最適な役割分担のもと、民間活力の活用によりコストの削減とサービスの向上を図っていきます。</p>
<p>市政改革プラン 2.0(区政編) -ニア・イズ・ベターのさらなる徹底-</p>	<p>「地域社会づくり」と「区行政の運営」の両面において、「より地域住民に近いところでの、ニーズに合った政策の実行(ニア・イズ・ベター)」のさらなる徹底に向けた、区政における新たな市政改革の具体的な取組内容をまとめたものです。</p>
<p>認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～</p>	<p>団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。</p>
<p>大阪市国民健康保険 保健事業実施計画・特定健康診査等実施計画 【2018(平成30)年度～2023年(平成35)年度】</p>	<p>保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により、保険者が健康や医療のデータを活用して、被保険者の健康課題を明らかにし、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため策定するPDCAサイクルを意識した事業計画であり、特定健康診査等実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者に義務付けられたものです。</p> <p>特定健康診査等は、保健事業の中核を成すことから、平成30年度から両計画を一体的に策定します。なお、大阪市民の健康増進を目的とした計画である「すこやか大阪21」との調和・整合性を図っています。</p>
<p>大阪市スポーツ振興計画～スポーツが心の豊かさを稼ぐまち大阪～</p>	<p>「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人の権利である」と規定されている「スポーツ基本法」に基づき、新たな課題に対応し、今後の大阪市のスポーツ振興をより一層推進するための計画です。</p>

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関連する法令

老人福祉法（抄）（昭和 38 年 法律第 133 号）

（市町村老人福祉計画）

- 第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
 - 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
 - 4 市町村は、第 2 項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第 117 条第 2 項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）を勘案しなければならない。
 - 5 厚生労働大臣は、市町村が第 2 項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
 - 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
 - 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 9 - 10 省 略

介護保険法（抄）（平成 9 年 法律第 123 号）

（市町村介護保険事業計画）

- 第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
 - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
 - 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
 - 四 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 五 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
 - 六 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
 - 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
 - 5 市町村は、第 2 項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
 - 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
 - 7 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
 - 8 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 9 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

10 - 11 省 略

用語解説 < 50音順 >

ここで解説している用語以外の各事業や各施策等の解説については、「第8章 具体的施策」の各事業や各施策等の項目をご参照ください。

【あ行】

ICT (Information Communications Technology)

コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のことです。

青色防犯パトロール活動

大阪府警察本部から「青色防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明」を受け、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動のことです。

いきいき百歳体操

アメリカの国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、平成14(2002)年に高知市が開発した椅子に座っておもりを使って行う筋力運動の体操です。要支援、要介護の方でも安全に参加でき、週1回以上行うことで筋力がつくだけでなくバランス能力も高まり転倒しにくい身体になります。

一般介護予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業を構成する事業のひとつで、すべての高齢者とその支援のための活動に関わる方を対象として、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等の軽減や悪化を防止するために必要な取り組みです。この事業は、高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりの推進や、リハビリテーション専門職等を活用した自立支援に資する取り組みの推進を目的としています。

運動器

体を動かす「骨」「関節」「筋肉」「神経」などの器官の総称です。

NPO (Nonprofit Organization)

さまざまな非営利活動を行う「民間非営利組織」のことをいい、市民が主体となって、継続的自発的に市民公益活動を行う組織のことです。非営利組織とは、株式会社などの営利企業と異なり、構成員への利益配当を目的としない組織であり、社会的な使命(ミッション)の実現をめざして活動する組織や団体のことをいいます。特に、特定非営利活動促進法により、特定非営利活動法人の認証を受けた団体が、NPO法人です。

MCI (Mild Cognitive Impairment)

もの忘れ等の記憶障がい客観的に認められるが、認知症ではない状態をさします。年間5~15%*程度の方が認知症へ進行するといわれています。(*出典「認知症疾患診ガイドライン2017」)

大阪市高齢者施設等防災マニュアル

大阪市老人福祉施設連盟と協働し、高齢者施設等の日頃からの災害への備えや災害時の事業継続、もしくは一刻も早い事業再開、また福祉避難所や緊急入所施設としての運営に役立つ防災マニュアルです。

大阪市高齢者施策連絡会議

高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するために設置された会議です。

大阪市市民活動推進条例（市条例第 19 号）

個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会を築くため、自主的な市民活動を一層推進するとともに、市民活動団体間の相互連携や市民活動団体と行政との協働の促進等多様な施策を総合的かつ計画的に展開し、市民活動を積極的に推進するために平成 18 年 4 月に施行されました。

大阪市市民活動総合ポータルサイト

大阪市の市民活動・ボランティア活動の活性化に役立つ様々な情報をインターネット上で収集・発信している仕組みです。市民活動・ボランティア活動への市民の参加を促すとともに、市民活動団体がこれらの情報を活用して活動を円滑に進め、他の市民活動団体や企業などと連携協働しながら地域課題の解決に向けた取組を進められるよう支援することを目的とするサイトです。

大阪市社会福祉研修・情報センター

社会福祉に関する各種の情報を総合的に提供し、社会福祉に関する知識の普及、啓発等を行うとともに、社会福祉に携わる人材の確保及び育成を図ることにより、市民の福祉の増進に寄与することを目的とした施設です。（所在地）西成区出城 2 - 5 - 20

大阪市成年後見支援センター

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の生活や財産を守り、支援する「成年後見制度」の利用促進を図るため、成年後見制度の利用を専門的に支援するセンターです。（所在地）西成区出城 2 - 5 - 20

大阪市認定事務センター

本市の要介護（要支援）認定業務をより効果的・効率的に実施するとともに、認定申請にかかる申請者の利便性の向上を図るため、各区で実施している認定業務のうち一部の業務について、「大阪市認定事務センター」へ事務集約し、申請受付から認定結果の通知までを一元的に実施します。（所在地）西成区出城 2 - 5 - 20

大阪市ボランティア活動振興基金

地域や施設の高齢者・障がい者・児童などの福祉向上や福祉ボランティアの振興を目的として大阪市社会福祉協議会により運営され、本市においても、大阪市社会福祉協議会と連携して取組み、支援を行っています。

Osaka あんしん住まい推進協議会

大阪府内における賃貸住宅全体において、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）が安心して住まいを確保できる環境を整備し、居住支援方策の充実を図るために住宅セーフティネット法に基づき設置された協議体です。

大阪府地域医療介護総合確保基金

高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域で総合的に確保するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第6条に基づき大阪府の基金条例により造成された基金です。基金の造成にあたっては、国から消費税増税分を財源として交付された交付金等を財源としています。

大阪府国民健康保険団体連合会（国保連合会）

国民健康保険の保険者が共同してその目的を達成するために設立している公法人のことで、各都道府県に設置されています。介護保険法による業務内容としては、介護サービス費の請求に対する審査・支払い、介護サービスの質の向上に関する調査とサービス事業者・施設に対する指導・助言などを行うこととされています。

【か行】

介護サービス計画（ケアプラン）

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者等やその家族の希望を勘案し、要介護者等についてのアセスメント結果に基づき、要介護者等の日常生活上の課題を解決するために必要な介護サービスを利用するために作成する具体的な計画です。ケアプランの作成にあたっては、各サービス担当者から専門的な見地からの意見を求めるサービス担当者会議の開催などの手続きが必要です。なお、ケアプランは要介護者等が自分で作成することも認められています。

介護支援専門員（ケアマネジャー / 主任介護支援専門員）

要介護者又は要支援者等からの相談に応じて要介護者又は要支援者等がその心身の状況に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービス等を利用できるよう市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う人をいいます。なお、介護支援専門員（ケアマネジャー）のうち、主任介護支援専門員研修を修了した者を主任介護支援専門員といいます。

介護福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」により創設された福祉専門職の国家資格で、「介護福祉士の名称を用いて、専門知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護サービス利用者及び介護者を指導することを業とする者」となっています。

介護報酬

介護保険制度において、サービス提供事業者や介護保険施設が介護保険サービスを提供した場合にその対価として支払われる報酬。医療保険における診療報酬に対応す

る語です。

介護保険法（平成9年法律123号）

加齢に伴って生ずる疾病等により介護や支援が必要になった人が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としています。

介護予防・日常生活支援総合事業

平成26年の介護保険制度改正に伴い、全国すべての市町村で実施することとされた事業です。要支援者に対する全国一律の予防給付の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業に移行し、住民等の多様な主体が参画するような多様なサービスを総合的に提供する「介護予防・生活支援サービス事業」と、住民主体の介護予防活動の取組みを支援し、重度化予防を推進する「一般介護予防事業」で構成されています。

介護予防事業

要支援・要介護状態になることをできる限り予防するために、要介護認定を受けていない高齢者を対象に実施する取り組みのことです。事業には、生活機能の低下のある高齢者を対象とした「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「閉じこもり等予防」事業と、すべての高齢者を対象とした介護予防に関する知識の普及・啓発などを行う事業があります。

核家族世帯

夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のことです。

かみかみ百歳体操

平成17（2005）年に高知市が開発した口腔機能向上を目的とした体操です。

椅子に座って口の周りや舌を動かすことにより、唾液がよく出るようになり、食べることや飲み込むことが楽になります。

週1回以上「いきいき百歳体操」と合わせて行うとより効果的で、口の周りに力がつくことで、食べこぼしやむせることが改善されます。

企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）

企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに説明責任を果たしていくことを求める考え方です。

基本チェックリスト

生活機能の低下のある高齢者を把握するための日常生活の状況に関する25項目からなる質問票のことです。

キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人のことです。

居宅介護支援事業者

介護保険法に基づき、都道府県知事・政令市市長・中核市市長の指定を受けた居宅介護支援事業を行う事業者及び本市において基準該当居宅介護支援事業者の登録を行った事業者をいいます。

居宅サービス

介護保険制度によって利用できるサービスで、被保険者が自宅に居ながら利用できるサービスを言います。主な居宅サービスとしては、訪問介護や訪問看護、通所介護、短期入所生活介護などがあります。

区保健福祉センター

行政機関である区役所に設置しており、保健福祉に関わる総合的なサービスを提供します。

グループ回想法

昔の懐かしい道具などを用いて、懐かしいことを語り合う精神療法の一つで、認知症予防や治療に用いられ、個人で行う場合とグループで行う場合があります。

ケアプラン

要介護者等や家族の希望を取り入れ、サービス担当者会議での専門家の協議で作成される、利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画のことです。

健康診査

がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病の早期発見を図るために、各区保健福祉センター及び市内取扱医療機関で各種健診を実施し、単に医療を必要とする人の発見だけでなく、健診の結果、必要な人に対して保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行います。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症（痴呆）の高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁することです。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

後期高齢者

一般に65歳以上の人を高齢者といいますが、老年期を健康で活発な人の多い前期老年期と病弱で要介護状態に陥りがちな後期老年期に分けており、後期老年期にあ

たる 75 歳以上の人を後期高齢者といいます。

口腔機能

食えることやコミュニケーションにかかわる重要な役割を果たす機能のことです。口腔機能には「かみ砕く（咀嚼）、飲み込む（嚥下）」、「唾液を分泌する」、「言葉を発する（発音）」、「表情をあらわす」など様々な役割があります。

共有価値の創造（CSV：Creating Shared Value）

社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に、経済的価値が創造されるというアプローチをいいます。

高齢者就業機会確保事業

定年退職後等の高齢者に対して、シルバー人材センターが有する高齢者向けの職業紹介機能により、地域密着型の仕事を提供することで、高齢者が自己の労働能力を活用し、働く機会の確保、生きがいの充実、健康と福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

高齢化

総人口に占める 65 歳以上の人口割合が増えることをいいます。

高齢化社会・高齢社会

総人口に占める 65 歳以上人口の割合が 7% を超える社会を「高齢化社会（aging society）」、14% を超える社会を「高齢社会（aged society）」、21% 超えると「超高齢社会（super aging society）」といい、日本は既に超高齢社会となっています。

高齢社会対策大綱

高齢社会対策基本法によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものです。

高齢者虐待防止連絡会議

高齢者虐待防止の適切な実施を図るため、行政、関係機関、関係団体及び高齢者の福祉に関する職務に従事する者等が、高齢者虐待を取り巻く状況や考え方を共有化し、有機的に連携協力していくために設置している会議です。

高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）

高齢者虐待防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることで、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進して高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として平成 17 年 11 月に公布されました。

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）

高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けること等により、高齢者の居住の安定の確保を図り、その福祉の増進に寄与することを目的としています。

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）（平成 15 年法律第 57 号）

個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されました。

個別ケア

個々のニーズに応じて、個別にケア（介護）を行うことです。

【さ行】

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の単身・夫婦世帯等が安心して居住できるよう、一定規模の住戸面積、バリアフリー構造等を備え、状況把握・生活相談等といったサービスが提供される賃貸住宅等のことです。

作業療法士（OT）

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下で作業療法（応用的動作能力又は社会適応能力の回復を図るため、手芸、工芸その他の作業）を行う者をいいます。

サルコペニア（加齢性筋肉減少症）

加齢や疾患により、筋肉量が減少することにより、筋力や身体機能が低下することをいいます。

C S W（コミュニティソーシャルワーカー）

制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結び付ける地域福祉のコーディネーターのことをいいます。

市民活動

不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に、市民が自主的に行う活動のことです。

市民活動団体

地域住民の組織、ボランティア団体、NPO その他の市民活動を行う団体のことです。

市民後見人

家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域にお

ける第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。

社会福祉協議会

市・区社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的として、地域住民、公私の社会福祉事業関係者・団体等により構成された社会福祉法 109 条に基づく公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、福祉活動への住民参加の援助、調査、普及、宣伝、連絡調整、助成、人材開発・研修等を実施しています。また、おおむね小学校区を単位として地域住民により組織された任意団体である地域（地区・校下）社会福祉協議会と連携協働し、地域福祉の推進に取り組んでいます。

社会福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」により創設された福祉専門職の国家資格で「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障がいがあること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」となっています。

若年性認知症

65 歳未満で発症した認知症のことをいいます。就労や育児、経済的支援などが課題になることが多いことから、高齢者の認知症とは違った支援が必要です。制度利用上は利用する時点で 65 歳未満である者が対象となります。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法） （平成 19 年法律第 112 号）

高齢者や被災者、障がい者など住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給促進を図ることを目的としています。

生涯学習

「生涯学習大阪計画」（平成 18 年 1 月策定）においては、「市民一人ひとりが、身近な問題について主体的に考えともに解決に当たるといふ、自律し連帯する能力である『市民力』を獲得するための学習」を主としています。

人権尊重の社会づくり条例

一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現を目指して、生きがいのある人生を創造できる自由・平等で公正な社会を実現していくために制定し、平成 12 年 4 月 1 日から施行しています。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に關与する疾病群のことです。

生活の質（QOL = Quality Of Life）

「生活の質」「人生の質」「生命の質」などと訳され、一般的には、生活者の満足

感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質と考えられます。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があり、この両空間のバランスや調和のある状態を質的に高めて充足した生活を求めようという考えです。社会福祉及び介護従事者の、「生活の場」での援助も、生活を整え、暮らしの質をよりよいものにするというクオリティ・オブ・ライフの視点を持つことによって、よりよい援助を求めることができます。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人を支援する制度です。

「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つの制度があり、法定後見制度には、判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の三つの類型に分かれています。

前期高齢者

65歳以上の高齢者のうち65歳以上75歳未満の人を前期高齢者といいます。

前頭側頭葉変性症

前頭葉と側頭葉を中心として神経細胞が徐々に変性・脱落していくことにより、行動障がいや言語障がいなどが特徴的にみられる病気の一群で、前頭側頭型認知症などが含まれます。

【た行】

ターミナルケア

余命がわずかとなった人に対し、延命ではなく、残された人生を充実させることを目的として行われる医療および看護のことをいいます。

第1号被保険者

市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の人のことをいいます。介護保険法第9条第1号に規定されていることから、このように呼ばれています。

第2号被保険者

市町村又は特別区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいいます。介護保険法第9条第2号に規定されていることから、このように呼ばれています。

団魂の世代

昭和22年～24年生まれの第2次世界大戦後の復興期であるベビーブームに生まれた世代をいいます。

団塊ジュニア

昭和46～49年（1971～1974）ごろの第2次ベビーブーム時代に生まれた人々。団

塊の世代の子供にあたる世代であることから「団塊ジュニア」といいます。

単独世帯

世帯員が一人だけの世帯をいいます。

地域共生社会

人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会をいいます。

地域ケア

地域社会全体で高齢者を始めとした援護を要する人の地域生活を支援することです。

地域ケア会議

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、高齢者個人に対する支援の充実（在宅生活の限界点の引き上げ）とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としています。

具体的には、多職種の第三者による専門的視点に交えてケアマネジメントの質の向上を図り、高齢者の在宅生活の限界点の引き上げ、また、個別ケース課題分析等の積み重ねにより地域課題を把握し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげるものと位置付けられています。

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）

介護保険制度において、被保険者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業です。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」のほか、地域包括支援センターの運営や認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業等の「包括的支援事業」、介護給付が適正に行われているかの検証や家族介護支援等の「任意事業」で構成されています。

地域デビュー

これまで職場と居住地の往復のみで、地域活動に関わりを持たなかった、あるいは持ちたくても時間がなかった職場中心の社会から、地域中心の社会へと必然的に移行する高齢者が増えることを踏まえ、そういった方々の知識や経験、技能などを生かし、生きがいをもって、高齢者が地域社会へ参画していくことを「地域デビュー」としています。

地域包括ケア

地域において保健・医療・福祉のサービスを一体的・体系的に提供することです。

地域包括ケアシステム

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生

生活を安心して営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことであります。

地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために、(1)総合相談支援、(2)虐待の早期発見・防止などの権利擁護、(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援及び(4)介護予防ケアマネジメントを行っています。

地域マネジメント

地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直しを繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に改善する取組みをいいます。

地域密着型特別養護老人ホーム

入所定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームのことで、大阪市の被保険者は、原則として大阪市内の事業所のみ利用できます。

地域密着型サービス

介護や支援を必要とする高齢者が、在宅での生活が難しくなったときも、自宅近くのサービス拠点から、さまざまなサービスの提供を受けて、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするサービスです。

特定非営利活動促進法

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする法律で、平成10年3月に成立し、同年12月に施行されました。

【な行】

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を考慮して設定した日常生活の圏域です。

認知症（アルツハイマー型、脳血管性、レビー小体型、前頭側頭型）

慢性あるいは進行性の脳の病気により、記憶、思考、見当識、計算、言語、理解、判断などが障害され、日常生活に支障をきたす状態を表します。原因は多様で、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがあります。

認知症介護指導者

最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術などを習得した、認知症介護に関する高

度な専門性を備えた人材として養成されています。

認知症高齢者の日常生活自立度（認定調査）

認定調査時の様子から国の判定基準に基づき「自立」、「Ⅰ」～「Ⅲ」、または「M」と判断します。

認知症サポーター

認知症を正しく理解してもらい、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者のことをいい、各地域で開催される「認知症サポーター養成講座」受講した方が認知症サポーターとなります。オレンジリングが目印です。

認知症サポート医

かかりつけ医への助言や研修などの支援を行なう認知症の診療や早期発見等に携わっている医師で、国の研修機関での研修を受講することで養成します。

認知症地域支援推進員

認知症の方やその家族等への支援業務や、支援機関に対する専門的助言を行うとともに、区内の医療機関や介護事業所等をはじめとした地域の関係機関の間の連携をはかり、地域資源構築の企画調整及び支援機関の認知症対応力向上に資する取り組みを行う者。

認知症の家族会

認知症の方を介護する家族が、同じ経験のある者同士のピアカウンセリングの場として、あるいは情報交換の場として等を目的に、地域や病院等で開催しています。

認知症の鑑別診断

認知症の有無とその原因疾患、重症度などを正確に診断することです。

認定調査員

介護保険制度において、要支援・要介護認定を受けようとする被保険者の心身の状況や置かれている環境等について調査をする者をいいます。

認定調査業務

要介護（要支援）認定の申請があったときに、市町村職員又は市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員（ケアマネジャー）等が行う認定に必要な調査のことをいいます。調査は、調査員が被保険者を訪問面接し、認定調査票を用いて公平かつ客観的に行われます。

脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血等の脳血管障がい（脳卒中）が原因で起こる認知症のことです。

【は行】

バリアフリー

人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。もとも

と建築用語でしたが、現在では、歩道の段差などの物理的障壁、欠格条項などの制度的障壁、コミュニケーション手段が保障されないことによる文化・情報面での障壁、偏見などの心理的障壁のすべての障壁を除去する意味で用いられます。

P D C A (ピーディーシーエー)

施策・事業に必要な要素である企画 (P l a n)、運営 (D o)、評価 (C h e c k)、改善 (A c t i o n)を一環した流れとしてとらえ、それらを循環させることで、施策・事業の改善に結びつける手法です。

ひとにやさしいまちづくり

障がい者や高齢者をはじめすべての市民が利用しやすいまちとなるように、建築物や、道路、公園、公共交通機関などを整備し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」利用できる、まちの実現をすすめることです。「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて民間建築物の建築計画について事前協議を行うとともに、区役所、市民病院、老人福祉施設など本市建築物の整備・改善などに取り組んでいます。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方が対象となります。

福祉避難所・緊急入所施設

福祉避難所は、災害時において、高齢者や障がい者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所です。また、緊急入所施設は、一般の避難所や自宅で生活することができない避難行動要支援者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な方に対応する施設です。

包括的・継続的マネジメント

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況に応じ、介護保険サービス、保健・医療・福祉サービスなどの多様なサービスを継続的に提供し、支援していくためのケアマネジメントのことです。

ボランティア

現代社会で起こっているさまざまな問題や課題に対し、個人の自由な意志によって、金銭的对価を求めず、社会的貢献を行い、連帯を生み出そうとする人々を指しています。

本格的な高齢社会

「高齢社会白書」において5人に1人が高齢者、10人に1人が後期高齢者である状況をさしています。

【ま行】

メタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)

高血圧、高血糖、高脂血などの危険因子が重なることにより、心疾患等の生活習慣病が発症する危険性が高まることに着目した概念です。これらの疾患には内臓脂肪が深く関わっていることが明らかになってきています。

【や行】

有料老人ホーム

特別養護老人ホーム等の入所要件に該当しない高齢者や、自らの選択で多様なニーズを満たそうとする高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした民間施設です。介護保険の特定施設入居者生活介護の対象となります。

友愛訪問活動

老人クラブ等が、ひとり暮らしやねたきりの高齢者を訪問し、「声かけ」「日常生活支援」などを行い地域で見守る活動です。

ゆずり葉の道

植樹帯を設置し車道をジグザグ状にすることにより、車の速度を落とし、通過交通を抑制することにより歩行者の交通安全を図るとともに、快適な歩行者空間を確保します。

ユニットケア

特別養護老人ホーム等において、いくつかの個室や居間・食堂などの共用スペースを1つの生活単位（ユニット）として、少人数で家庭的な環境のなかでの自立的生活を支援するケアの形態をいいます。

ユニバーサルデザイン

設計段階から、年齢や能力にかかわらず、すべての人が共通して利用できるようなものや環境を作っていこうとする考え方。ひとにやさしいまちづくりの考え方として、「バリアフリー」から「ユニバーサルデザイン」へと言われていますが、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」は、高齢者や障がい者専用のものを整備するのではなく、誰もが安全、快適に利用できる整備を進めるという点で、ユニバーサルデザインの考え方を基礎にしています。

養介護施設従事者

有料老人ホーム・特別養護老人ホームなどの入所施設や、デイサービス・訪問介護をはじめとする居宅サービスなど、老人福祉法や介護保険法に定める高齢者向け福祉・介護サービスに従事する全ての職員のことをいいます。

【ら行】

理学療法士（PT）

理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下で理学療法（基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行い、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える）

を行う者をいいます。

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的としています。

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

筋肉、骨、関節、軟骨といった運動器の障がいのために移動能力が低下した状態をいい、進行すると介護が必要になるリスクが高くなります。

区別情報

インデックス

<行政区>	<頁>	<行政区>	<頁>
北 区	1	東淀川区	25
都 島 区	3	東 成 区	27
福 島 区	5	生 野 区	29
此 花 区	7	旭 区	31
中 央 区	9	城 東 区	33
西 区	11	鶴 見 区	35
港 区	13	阿倍野区	37
大 正 区	15	住之江区	39
天王寺区	17	住 吉 区	41
浪 速 区	19	東住吉区	43
西淀川区	21	平 野 区	45
淀 川 区	23	西 成 区	47

カテゴリー

1. 区プロフィール	3. 区の地図
2. 統計からみる区の状況	4. 地域の状況
主要統計指標	5. 地域資源情報
高齢化指標	6. その他（高齢者の支援に関する 区独自の取組など）
区の水準	
区の高齢化の特徴	

1. 北区

1. 北区プロフィール

特徴	北区は大阪の玄関口に位置し、三方を河川に囲まれ、区を中心部であるJR大阪駅周辺は超高層ビルが並ぶビジネス街であり、西日本最大の地下街とあわせ大規模なショッピング街となっている。また、北区天満界域は大阪におけるガラス発祥地でもあり、伝統工芸・文化の担い手である職人たちも数多く存在する。東部の大川沿いは桜の名所であり、南部の中之島は国の重要文化財指定である大阪市中央公会堂がある。西部の梅田地区、大阪駅北地区は、複合商業施設で賑わっている。
トピックス	北区役所では、全日本不動産協会大阪府本部北支部、大阪府宅地建物取引業協会北支部、北区地域振興会と協力関係を築き、誰もが住みたいまちをめざしている。 地域住民の生活課題の早期発見を行い、対応が困難な福祉・医療等の知識や経験が必要とされるケースに対して専門的な支援体制作りを行うため、平成27年度から地域福祉コーディネーターを各小地域に配置し、住民主体の福祉コミュニティづくり推進事業を進めている。

2. 統計からみる北区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	129,412人	7	面積	10.34 km ²	7
人口密度	12,516人/km ²	18	世帯数	77,956世帯	5

高齢化指標

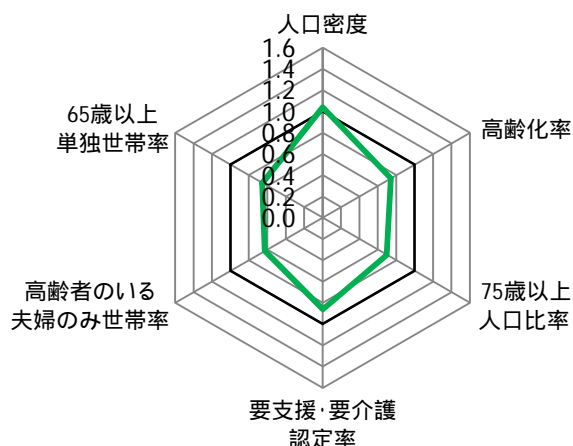
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	24,714人	14	高齢化率	19.1%	22
65～74歳人口	13,074人	12	75歳以上人口	11,641人	15
65～74歳人口比率	10.1%	21	75歳以上人口比率	9.0%	21
要介護認定者数 ¹	5,044人	17	認知症高齢者数(65才以上) ²	1,207人	16
(認定率)	21.2%	22	認知症高齢者数(75才以上) ²	1,102人	16
65歳以上単独世帯数 ³	7,209世帯	12	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	4,013世帯	15
(世帯率)	9.7%	21		5.4%	21

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

北区の水準（大阪市 = 1とした指数）



北区の高齢化の特徴

高齢化率は19.1%で市内22位と低い

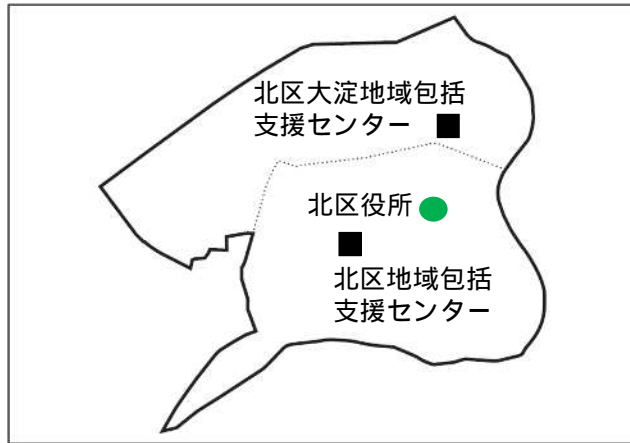
65～74歳人口比率、75歳以上人口比率ともに21位と低い。

65歳以上単独世帯率が9.7%、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率5.4%と低い。

認定率は市平均よりも低く22位である。

各指標は全体的に大阪市の水準に比べて低く、高齢化が進んでいない区域である。

3. 北区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

福祉関連では、区内にCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置し、各地域の地域福祉コーディネーターやまちともサービスサポート会員等と連携して個々の生活課題、福祉課題の早期発見に努めた。また、様々な専門機関と連携し、早期支援、解決を行う体制を構築し、住民主体の福祉コミュニティづくりを進めている。

北区の全19地域において地域活動協議会が形成されており、地域住民、地域団体等が、これまで培われてきた人と人との「つながり」や「きずな」を礎にしながら、自律的な地域運営に取り組んでいる状態である。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成29年3月31日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	2か所	連合町会数（H27国勢調査）	19団体
総合相談窓口（ランチ）	3か所	民生委員・児童委員	163人
老人クラブ数	22団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成29年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	80	介護老人福祉施設	5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	0			夜間対応型訪問介護	1
訪問看護	23			地域密着型通所介護	19
訪問リハビリテーション	1	介護老人保健施設	2	認知症対応型通所介護	1
通所介護	9			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	6			認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	16	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	5			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	2			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	3				
居宅介護支援	56				

在宅医療の状況（平成29年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	0か所	在宅療養支援歯科診療所	26か所
在宅療養支援診療所	30か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	92か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

はつらつ脳活性化プロジェクト事業

高齢者が自ら認知症予防のための活動を習慣化できる地域づくりを目指し下記事業を平成22年度から実施している。

はつらつ脳活性化教室：認知症予防を目的に百歳体操+脳活性化レクリエーションを組み合わせた内容として平成29年9月末現在10地域で開催している。

はつらつ脳活性化教室サポーター養成講座：認知症やその予防に関する基礎的な講義、はつらつ脳活性化教室に沿った講義と演習を行い、地域での教室を運営する人材を育成する。

はつらつ脳活性化教室サポーターレベルアップ講座：サポーターの活動意欲を高め、サポーターの活動の充実をはかる機会とする。

はつらつ脳活性化サポーター支援チーム：地域継続できるための課題を抽出、プロジェクトの実践を支援する会議を年3回開催している。

2. 都島区

1. 都島区プロフィール

特徴	都島区は大阪市の北東部に位置し、西側を大川に沿って南北に長く、北側を淀川に、南側は寝屋川にそれぞれ接している。かつて京街道の起点に近く、交通の要衝として賑わった京橋地域は今もなお、JR環状線・学研都市線・東西線、京阪電鉄、地下鉄長堀鶴見緑地線が相互に連絡し、大阪東部の玄関口として、また商業のまちとして知られている。リバーサイドともぶちや大型高層住宅群ベルパークの建設を契機に、都心に近接した交通の便の良い理想的な住宅地としての価値が見直され、マンション建設・市街地再開発が加速し、着実な発展を続けている。
トピックス	都島区では、中野町の市電都島車庫跡地及び旧国鉄淀川貨物線跡地には、総合医療センターや保健福祉センター分館、スポーツセンターなどの公共施設が整備され、都心に近く居住環境に優れたまちなみが誕生している。 平成30年度末までにJR「おおさか東線」が延長され、新しい駅が設置される予定である。

2. 統計からみる都島区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	106,523人	13	面積	6.08 km ²	18
人口密度	17,520人/km ²	5	世帯数	53,790世帯	13

高齢化指標

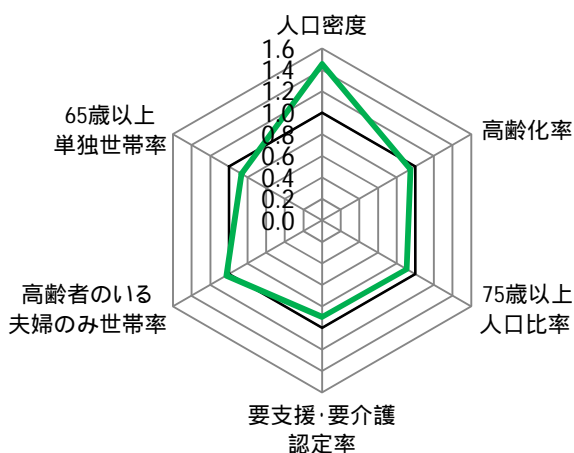
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	26,010人	12	高齢化率	24.4%	16
65～74歳人口	13,515人	10	75歳以上人口	12,495人	13
65～74歳人口比率	12.7%	13	75歳以上人口比率	11.7%	16
要介護認定者数 ¹ (認定率)	5,511人 22.0%	13 19	認知症高齢者数(65才以上) ²	1,287人	13
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	6,619世帯	13	認知症高齢者数(75才以上) ²	1,143人	14
	12.9%	17	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	4,566世帯 8.9%	12 14

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

都島区の水準（大阪市 = 1とした指数）



都島区の高齢化の特徴

高齢化率は24.4%で16位となっている。

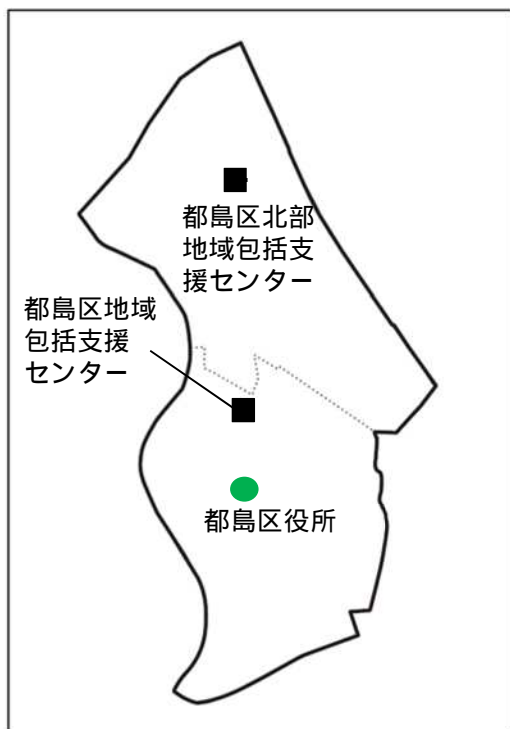
65～74歳人口比率は13位、75歳以上人口比率は16位となっている。

認定率は19位と低い。

65歳以上の単独世帯率は17位で市平均よりも低い、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は14位と市平均に近い。

各指標は概ね市平均を下回り、比較的高齢化は進んでいない区域である。

3. 都島区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

防災・防犯など安全・安心を礎に、活力ある地域社会づくりに向け、地域の見守りネットワークの強化に取り組んでいる。

いきいきと健康に暮らせるまちづくりでは、「地域福祉コーディネート事業」で「要援護者の見守りネットワーク強化事業」と連携するため活動時間を拡充するなど、身近な相談体制や見守り活動を強化し、相談件数も増加している。

5. 地域資源情報

地域の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	件 数
地域包括支援センター	2 箇所
総合相談窓口（ランチ）	3 箇所
老人クラブ数	52 団体
連合町会数（H27 国勢調査）	9 団体
民生委員・児童委員	132 人

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	49	介護老人福祉施設	3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	1			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	14			地域密着型通所介護	18
訪問リハビリテーション	2	介護老人保健施設	3	認知症対応型通所介護	3
通所介護	15			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	5			認知症対応型共同生活介護	7
福祉用具貸与	13	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	4			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3			複合型サービス	1
特定施設入居者生活介護	6				
居宅介護支援	48				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	1 箇所	在宅療養支援歯科診療所	8 箇所
在宅療養支援診療所	22 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	55 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

地域福祉コーディネート事業

高齢者をはじめとした地域住民のための身近な相談窓口として、地域福祉コーディネーターを区内各地域に配置している。地域住民からの多様な相談を関係機関につないだり、食事サービスやふれあい喫茶等に参加して参加者同士顔の見える関係づくりに努めている。また、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業における、名簿整理や訪問等の支援を行っている。

健康づくりのつどい（健康展）

医師会等の地域の各団体と共同して、健康づくりに関するブースの出展を行うイベントを年 1 回実施している。

3. 福島区

1. 福島区プロフィール

特徴	福島区は北に新淀川、南は堂島川・安治川に面し、大阪市の西北部に位置し、区内に九つの駅を有し、市内中心部や神戸方面への交通の要衝となっている。1990年以降、区内各所に超高層マンションや大規模団地が建設された。福島駅周辺に商業地やオフィスビルが集積し、区の西部地域には、機械・金属製品工場が存在するが、近年は急速に宅地化が進んでいる。大開2丁目は、パナソニック創立の地もある。野田の藤見物は、その美しさから、600年前の南北朝時代に盛んであったが、時を経ても「のだふじ」は豊かな房が特徴で、平成7年に区の花に制定された。
トピックス	福島区では、地域活動協議会と福島区まちづくりセンターの共同編集による「月刊地活協」で、区内の各地域活動協議会の日ごろの活動や、地域のキーパーソンを紹介している。 地域団体、市民、NPO、企業など多様な活動主体の参画のもとに形成された地域活動協議会が核となって、自律的に地域運営を行えるように様々な支援を行っており、高齢者や障がい者の日常生活の軽微なニーズに対し、身近な地域の有償ボランティアにより支えることができるよう、マッチングを実施している。

2. 統計からみる福島区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	74,381人	21	面積	4.67 km ²	22
人口密度	15,927人/km ²	9	世帯数	39,069世帯	22

高齢化指標

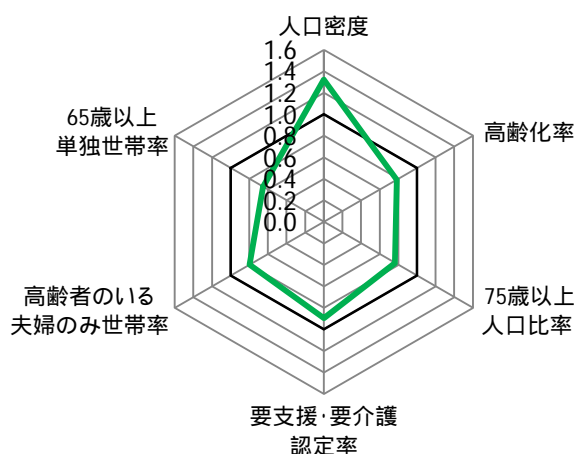
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	15,010人	23	高齢化率	20.2%	19
65～74歳人口	7,681人	23	75歳以上人口	7,328人	22
65～74歳人口比率	10.3%	19	75歳以上人口比率	9.9%	20
要介護認定者数 ¹	3,247人	23	認知症高齢者数(65才以上) ²	676人	24
(認定率)	22.0%	21	認知症高齢者数(75才以上) ²	616人	24
65歳以上単身世帯数 ³	3,635世帯	24	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	2,581世帯	23
(世帯率)	9.7%	22		6.9%	19

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

福島区の水準（大阪市 = 1とした指数）



福島区の高齢化の特徴

高齢化率は20.2%で19位である。
65～74歳以上人口比率は19位、75歳以上人口比率は20位である。
認定率は21位と下位である。
65才以上の高齢者の単身世帯、夫婦のみ世帯も下位である。
各指標の高齢化水準が、全体的に大阪市平均と比較して順位が低く、高齢化が進んでいない区域である。

3. 福島区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

隣近所での「声かけ」、「見守り」、「助け合い」、「支え合い」といった身近な地域の中で、高齢者等に関する課題の解決に取り組むことによって、豊かなコミュニティを醸成し、大規模災害をはじめ様々なリスクに耐え得る復元力の高い強靱な地域社会づくりをめざしている。

地域の福祉活動サポート事業では、コーディネーターを区内 10 地域に配置し、地域の需要を掘り起こすため、高齢者食事サービスの会場などでも事業の周知に努めた。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	1 か所	連合町会数（H27 国勢調査）	10 団体
総合相談窓口	2 か所	民生委員・児童委員	92 人
老人クラブ数	23 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	40	介護老人福祉施設	2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	0			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	9			地域密着型通所介護	9
訪問リハビリテーション	1	介護老人保健施設	1	認知症対応型通所介護	2
通所介護	7			小規模多機能型居宅介護	1
通所リハビリテーション	3			認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	7	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	2			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	1			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	2				
居宅介護支援	32				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	0 か所	在宅療養支援歯科診療所	10 か所
在宅療養支援診療所	15 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	42 か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

健康講座の開催

保健福祉課（保健活動）において認知症予防、ロコモティブシンドローム予防、口腔ケアなど区民の方にとって関心の高い内容の講座を開催する。

地域の福祉活動サポート事業

区民の方が安心して暮らしていけるよう、身近な相談窓口を各地域のコミュニティーセンターに設け地域福祉コーディネーターを配置し、福祉サービスへの橋渡しや災害時の避難支援体制の構築促進を行う。

ふくしま暮らし支え合いシステム事業

住み慣れた地域で暮らして行けるよう介護サービスや自立支援サービスの対象外の軽微な家事のお手伝いをし地域での共助体制構築の推進を図る。

4. 此花区

1. 此花区プロフィール

特徴	此花区は、淀川河口の南部に位置し、面積は大阪市 24 区中第 2 位である。西は大阪湾に面し、北は淀川に南は安治川に接し、水利に恵まれ重化学工業を中心とする我が国の経済を支える臨海工業地帯として発展してきた。近年、産業構造の変化に伴い、工場の移転・集約や研究・開発部門への転換が図られている。西部臨海地域では平成 13 年 3 月に国際的なテーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)」がオープンし、内外からの来訪者でにぎわっている。区の東部は、古くからの住宅地が形成されている。西島地区では、工場跡地を活用して、淀川沿いにスーパー堤防と一体化した水と緑に恵まれた快適な居住空間をめざした西島地区整備事業が完了している。
トピックス	高齢者が住み慣れた町で安心して暮らせるようにと開設された在宅介護拠点施設「此花ふれあいセンター」や「おとしよりすこやかセンター西部館」や女性の社会参加と自立を支援する男女共同参画センター「クレオ大阪西」のほか、こども文化の振興を目的とした「大阪市立こども文化センター」や、会館・室内プール等を複合した「此花総合センタービル」など、社会福祉施設や文化施設の充実も図られ、潤いのある住みよいまちづくりがめざされている。

2. 統計からみる此花区の状況（基準日：平成 29 年 10 月 1 日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	66,362 人	23	面積	19.25 km ²	2
人口密度	3,447 人/km ²	24	世帯数	31,309 世帯	23

高齢化指標

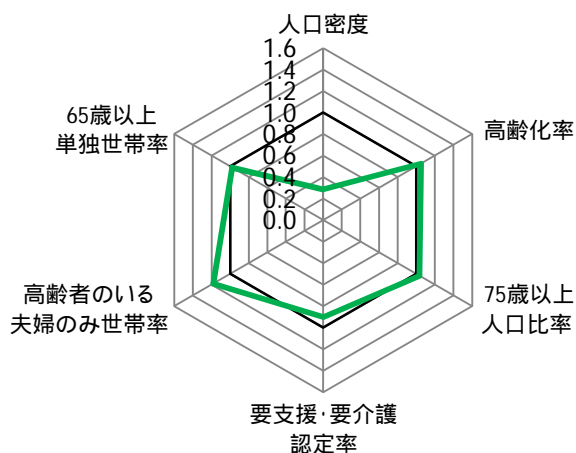
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65 歳以上人口	17,954 人	19	高齢化率	27.1%	10
65～74 歳人口	9,097 人	19	75 歳以上人口	8,856 人	19
65～74 歳人口比率	13.7%	7	75 歳以上人口比率	13.3%	11
要介護認定者数 ¹	4,024 人	19	認知症高齢者数(65 才以上) ²	773 人	22
(認定率)	22.2%	18	認知症高齢者数(75 才以上) ²	700 人	21
65 歳以上単身世帯数 ³	4,467 世帯	21	65 歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	3,134 世帯	19
(世帯率)	14.6%	11		10.2%	9

1：平成 29 年 9 月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成 29 年 4 月 1 日現在）

3：国勢調査「65 歳以上の世帯員のいる世帯」（平成 27 年 10 月 1 日現在）

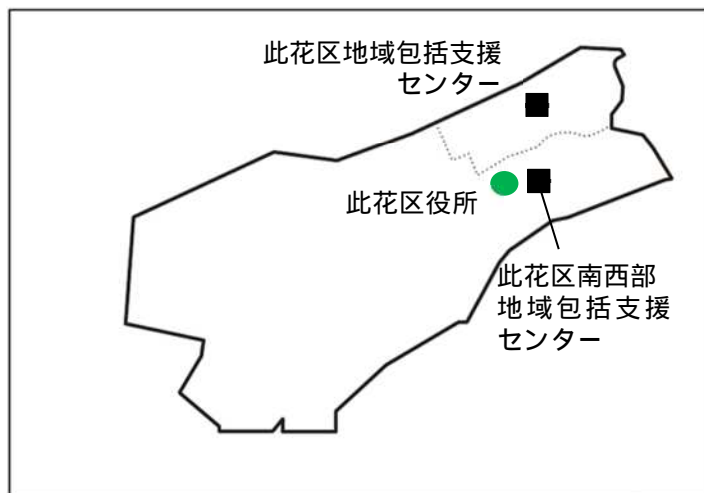
此花区の水準（大阪市 = 1 とした指数）



此花区の高齢化の特徴

高齢化率は 27.1% で 24 区中 10 位である。
 65～74 歳人口比率は 13.7% で 7 位となっている。
 認定率 22.2% と平均より低く、順位も 18 位である。
 65 歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率がやや高い。
 高齢化の状況は平均に近いが、65 歳～74 歳人口比率や、65 歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率がやや高い地域である。

3. 此花区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

区の経営課題である誰もがいきいきと暮らせる健康・福祉の充実に向け、地域のボランティアの協力を得て「このはな地域見守りタイ」による高齢者等の見守り活動を実施した。今後は、事業の地域への移行を見据えたボランティアリーダーの機能強化、担い手の育成が課題である。健康づくりについては、健康体操や血管すっきり健康講座など区民が身近な場所で主体的に健康づくりをすることができる取り組みを実施している。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	2 箇所	連合町会数（H27 国勢調査）	10 団体
総合相談窓口（ランチ）	1 箇所	民生委員・児童委員	117 人
老人クラブ数	10 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	30	介護老人福祉施設	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	0			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	5			地域密着型通所介護	9
訪問リハビリテーション	0	介護老人保健施設	1	認知症対応型通所介護	0
通所介護	10			小規模多機能型居宅介護	5
通所リハビリテーション	3			認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	5	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	4			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	1			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	3				
居宅介護支援	24				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	2 箇所	在宅療養支援歯科診療所	13 箇所
在宅療養支援診療所	17 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	22 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

このはな地域見守りタイ事業

誰もがいきいきと暮らせる健康・福祉の充実に向け、地域のボランティアの協力を得て高齢者等の見守り活動を実施している。

此花区高齢者食事サービス事業

区内に居住するひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者等を対象に、ボランティアが地域施設での会食等の世話をを行い、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図り、また、地域社会との交流を深め、高齢者の介護予防や社会参加を促進することを目的に食事サービス事業を実施している。

5 . 中央区

1 . 中央区プロフィール

特徴	中央区は、市街地の形成としては、わが国初の都市である難波宮から、近世の大坂城築城を経て今日に至る長い歴史をもつ。証券、薬、卸商などの経済活動が活発に展開され、商店街、百貨店、飲食店街では賑いを見せ、区内各所には著名人にまつわる由緒ある寺社や歴史的遺物なども数多く存在する。大阪城公園を中心とした地域では、緑あふれる都心のオアシスとして観光客が訪れ、市民の憩いの場として大きな役割を担っている。
トピックス	中央区では、まちの歴史と伝統を引き継ぎながら、地域のみなさんの連帯感により、コミュニティを大切にす世代を超えた交流が脈々と続いており、「区民まつり」をはじめとした多くの行事が開催されるなど、歴史と文化に彩られた伝統を継承しつつ、新しい時代の経済・文化の中心として、また、国際集客都市を構成する中心区として、活気あふれるまちづくり、コミュニティづくりを進めている。区のめざすべき将来像として、要介護者の見守り、医療と介護との連携に対する支援等を行うこと等を掲げている。

2 . 統計からみる中央区の状況（基準日：平成 29 年 10 月 1 日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	96,438 人	15	面積	8.87 km ²	11
人口密度	10,872 人/km ²	19	世帯数	61,558 世帯	9

高齢化指標

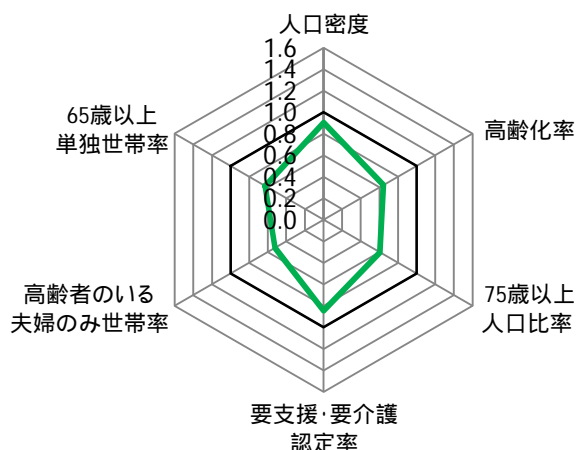
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65 歳以上人口	15,921 人	20	高齢化率	16.5%	23
65～74 歳人口	8,389 人	21	75 歳以上人口	7,532 人	21
65～74 歳人口比率	8.7%	23	75 歳以上人口比率	7.8%	23
要介護認定者数 ¹ (認定率)	3,312 人	22	認知症高齢者数(65 才以上) ²	860 人	19
	20.7%	23	認知症高齢者数(75 才以上) ²	783 人	19
65 歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	5,500 世帯	17	65 歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	2,660 世帯	20
	9.3%	23		4.5%	23

1：平成 29 年 9 月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成 29 年 4 月 1 日現在）

3：国勢調査「65 歳以上の世帯員のいる世帯」（平成 27 年 10 月 1 日現在）

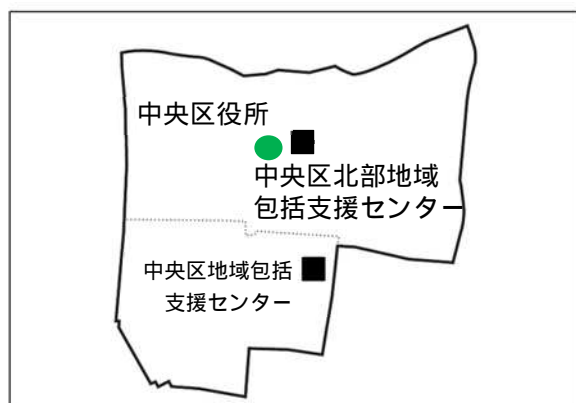
中央区の水準（大阪市 = 1 とした指数）



中央区の高齢化の特徴

高齢化率は 16.5% と低く、24 区中 23 位である。
65 歳～74 歳人口比率、75 歳以上人口比率ともに 23 位である。
65 歳以上単独世帯率、高齢者のいる夫婦のみ世帯率も 23 位となっている。
認定率は 23 位と低い。
各指標の水準が全体的に大阪市平均に比べて非常に低く、市内で高齢化が 2 番目に進んでいない区域である。

3. 中央区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

要援護者の見守りネットワーク強化に向け「要援護者名簿」作成している。

中央区在宅医療・介護ネットワークでは、区民や関係者に対して、在宅医療と介護との連携の必要性を啓発するとともに、区内の関係施設等の資源を検索しやすくするなど、実際に役立つ施策に取り組んでいる。

在宅医療・介護関連施設の周知や関係機関との連携強化を図るなど、高齢者等が地域で安心して生活できる支援体制の充実に努めた。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	2 箇所	連合町会数（H27 国勢調査）	25 団体
総合相談窓口（ランチ）	0 箇所	民生委員・児童委員	121 人
老人クラブ数	19 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	47	介護老人福祉施設	1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	1			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	15			地域密着型通所介護	9
訪問リハビリテーション	0	介護老人保健施設	1	認知症対応型通所介護	1
通所介護	5			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	2			認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	25	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	2			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	1			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	2				
居宅介護支援	37				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	0 箇所	在宅療養支援歯科診療所	26 箇所
在宅療養支援診療所	32 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	97 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

地域福祉見守り活動事業

中央区では、高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、区内 17 地域に地域福祉コーディネーターを配置し、各種の相談に応じるとともに、要援護者に対して必要に応じて見守りを行っている。

中央区地域ケア研究集会

中央区では、地域包括ケアの推進に向けて、医師会が中心となり、医療・介護に関わる多職種の方々が参加する中央区地域ケア研究集会を年 1 回開催している。この研究集会で多職種の方々がお互い顔の見える関係づくりに務めることによって、医療・介護の連携に繋げている。

ラジオ体操

中央区では、平日の始業前に区役所ロビーで、区民の皆様と職員によるラジオ体操を実施し、健康増進とともにコミュニケーションの場づくりに取り組んでいる。

6. 西区

1. 西区プロフィール

特徴	西区は、区の中央部を流れる木津川を境に、東部は商業地域とともに高層住宅、西部は高い技術力をもったものづくり企業が集積し、大型ショッピングモールや商店街がある。東西南北に通じる幹線道路網があり、地下鉄・私鉄など区内を縦横に通じ交通至便である。都心の憩いの場としての韮公園をはじめ大小30か所の公園、市立中央図書館、韮テニスセンターなどの文化教育施設やスポーツ施設が充実している。良好な居住環境や交通の至便性が高く評価され、近年マンションの建設が相次ぎ、人口は増加の一途をたどっている。都心部にありながらも、様々な地域団体を中心に夏祭りや餅つき大会、防災、防犯活動、こども・高齢者の見守りなど地域活動も盛んである。
トピックス	西区では、「安全で安心なまちづくりに向けたコミュニティ力の向上」、「こども・子育て施策の充実」を基本方針として、見守りや災害時の声掛けなど身近な地域の課題に対応する自助・共助の機能を充実するため、新たに区に流入した住民同士や既存の地域コミュニティとの間で、極的なコミュニケーションを図る取組みを進めるとともに、急増するこどもや子育て層に対する支援施策についても充実を図っていく。

2. 統計からみる西区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	97,667人	14	面積	5.21 km ²	20
人口密度	18,746人/km ²	2	世帯数	55,644世帯	12

高齢化指標

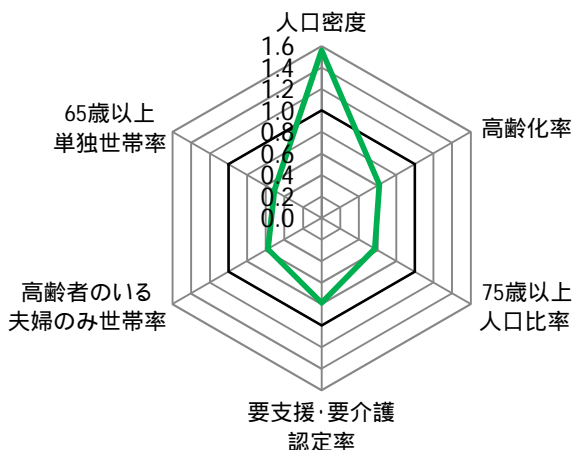
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	15,594人	22	高齢化率	16.0%	24
65～74歳人口	8,414人	20	75歳以上人口	7,179人	23
65～74歳人口比率	8.6%	24	75歳以上人口比率	7.4%	24
要介護認定者数 ¹	2,976人	24	認知症高齢者数(65才以上) ²	709人	23
(認定率)	19.4%	24	認知症高齢者数(75才以上) ²	643人	23
65歳以上単独世帯数 ³	3,934世帯	23	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	2,591世帯	22
(世帯率)	7.5%	24		5.0%	22

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

西区の水準（大阪市 = 1とした指数）



西区の高齢化の特徴

高齢化率は16.0%と最も低い。
 65～74歳人口比率、75歳以上人口比率と最も低い。
 65歳以上のいる単独世帯率は24位と市内で最も低い。高齢者のいる夫婦のみ世帯率は22位である。
 認定率は24位と最も低い。
 各指標の水準が圧倒的に低く、市内でも高齢化が最も進んでいない区域である。

3. 西区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

高層マンション等の開発に伴う転入者の増加が続く、地域コミュニティの希薄化が懸念されるなか、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域住民同士のつながりづくりが課題となっている。

西区では、このような課題を踏まえて、地域住民のボランティアが主体となり、高齢者・障がい者・難病患者等、災害時に支援が必要とされる方々の見守りを行っており、区内14のすべての地域で組織的に活動し、地域のつながりづくりに取り組んでいる。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成29年3月31日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	1か所	連合町会数（H27 国勢調査）	14 団体
総合相談窓口（ランチ）	1か所	民生委員・児童委員	130人
老人クラブ数	16 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成29年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	34	介護老人福祉施設	2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	1			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	10	介護老人保健施設	3	地域密着型通所介護	4
訪問リハビリテーション	0			認知症対応型通所介護	4
通所介護	4			小規模多機能型居宅介護	0
通所リハビリテーション	2	介護療養型医療施設	2	認知症対応型共同生活介護	3
福祉用具貸与	18			地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	3			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	3				
居宅介護支援	31				

在宅医療の状況（平成29年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	1か所	在宅療養支援歯科診療所	15か所
在宅療養支援診療所	8か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	50か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

区地域福祉見守り応援事業
 地域における見守り活動の支援として、高齢者・障がい者等の孤立を防ぎ、地域とのつながりをつくっていくために、見守りコーディネーターを区内の全14地域に配置し、支援を必要とする人への福祉情報提供や相談対応、関係機関との連携を行っている。また、区内で地域住民が主体となった見守り活動組織を継続して運営するための支援を行っている。

在宅医療・介護連携推進事業
 区民の在宅療養生活を支えるため、区内医療関係団体と介護関係団体との連携を促進するネットワークを構築。速やかな情報共有を行う仕組みとなる「情報共有シート」作成の過程や運用法の検証により、事業の要となる「顔の見える関係づくり」の充実に取り組んでいる。

7. 港区

1. 港区プロフィール

特徴	港区は安治川と尻無川にはさまれた水運にめぐまれた地域であり、さらに明治 36 (1903) 年、築港大棧橋の完成と市電の開業により、大阪の海の玄関口として大きく発展してきた。近年、港湾機能の中心は天保山から南港などに移ったが、ウォーターフロント開発により天保山に「海遊館」をはじめとする集客施設が集積するとともに、弁天町駅前には「オーク 200」の超高層ビル群が建ち並ぶなど、にぎわいの拠点づくりが進んできた。また、「大阪市中央体育館」「大阪プール」が建つ、国際的スポーツの一大拠点となっている。
トピックス	港区は、住民同士の交流が活発な下町の情緒あふれる住宅地でもある。地域の神社などでの祭りも盛んで、また地域と学校とのつながりが強く、子どもの安全を守るための活動に地域全体で取り組んでいる。「いちばん住みたいまち、住んで誇りに思えるまち 港区の実現」を目標に、豊かなコミュニティの形成や多様な協働による活力とうるおいのある地域社会の実現に向けて、区内の実情や特性に即した施策・事業を総合的に展開し、まちづくりを推進するとともに、区民が利用しやすい親切で信頼される区役所づくりを進めている。

2. 統計からみる港区の状況 (基準日:平成 29 年 10 月 1 日現在)

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	81,065 人	19	面積	7.86 km ²	15
人口密度	10,314 人/km ²	20	世帯数	40,505 世帯	20

高齢化指標

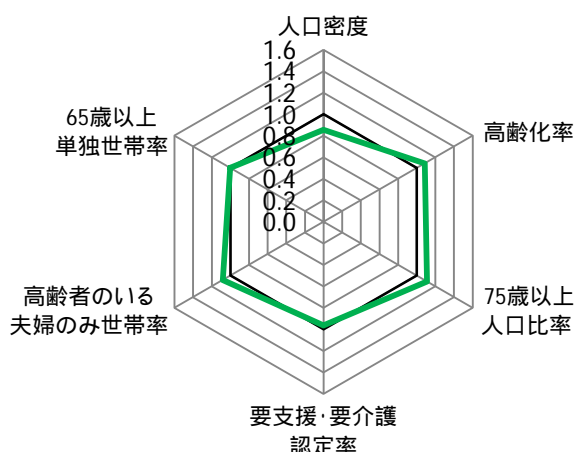
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65 歳以上人口	22,627 人	16	高齢化率	27.9%	8
65 ~ 74 歳人口	11,019 人	16	75 歳以上人口	11,608 人	16
65 ~ 74 歳人口比率	13.6%	8	75 歳以上人口比率	14.3%	8
要介護認定者数 ¹	5,251 人	15	認知症高齢者数 (65 才以上) ²	1,454 人	12
(認定率)	23.7%	11	認知症高齢者数 (75 才以上) ²	1,266 人	12
65 歳以上単独世帯数 ³	6,019 世帯	15	65 歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	3,774 世帯	16
(世帯率)	14.9%	10		9.4%	13

1:平成 29 年 9 月末

2:認知症高齢者数は居宅のみ (平成 29 年 4 月 1 日現在)

3:国勢調査「65 歳以上の世帯員のいる世帯」(平成 27 年 10 月 1 日現在)

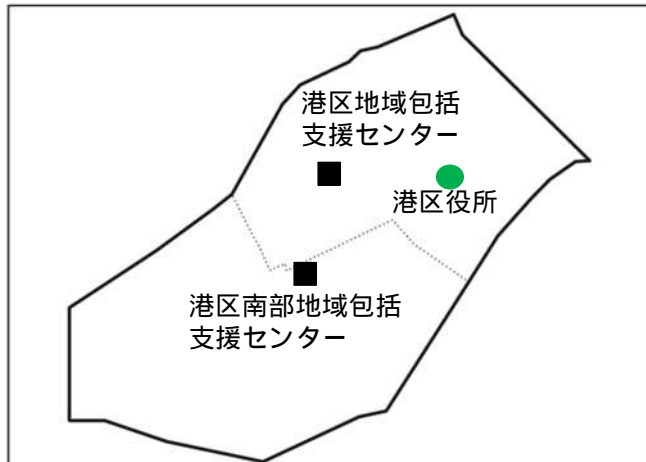
港区の水準 (大阪市 = 1 とした指数)



港区の高齢化の特徴

高齢化率は 27.9% であり、大阪市平均に比べるとやや高い。
 65 ~ 74 歳人口比率、75 歳以上人口比率とも 8 位と市平均よりもやや高い。
 認定率は 11 位と中位にある。
 65 歳以上単独世帯率は 10 位の一方、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は 13 位である。
 人口の各指標の水準が、大阪市平均に比べてやや高く、高齢化が若干進んでいる区域である。

3. 港区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

高齢者要支援者の見守り支援

区民の健康増進等により、区民一人ひとりが健やかにいきいきと暮らせるまちづくりに向けた取組みを進めてきた。

今後もセーフティネットの充実、健康寿命の延伸に努め、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療と介護の関係機関の連携による包括的かつ継続的な在宅医療・介護サービスや、多様な事業主体による生活支援サービスが提供される、地域包括ケアシステムの構築に重点的に取り組む必要がある。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	2 箇所	連合町会数（H27 国勢調査）	11 団体
総合相談窓口（ランチ）	3 箇所	民生委員・児童委員	140 人
老人クラブ数	19 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	44	介護老人福祉施設	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	2			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	6			地域密着型通所介護	16
訪問リハビリテーション	0	介護老人保健施設	2	認知症対応型通所介護	2
通所介護	12			小規模多機能型居宅介護	3
通所リハビリテーション	6			認知症対応型共同生活介護	7
福祉用具貸与	7	介護療養型医療施設	1	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	4			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	3				
居宅介護支援	38				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	0 箇所	在宅療養支援歯科診療所	12 箇所
在宅療養支援診療所	16 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	34 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

「いきいき百歳体操」サポーター交流会の開催

住民主体の介護予防活動として各地域で行っている「いきいき百歳体操」の活動拠点で、サポーターとして活動している方々が活動状況の情報を共有・交換する等、地域を越えて交流できる機会を設定し、高齢者にとって楽しく参加できる場として継続運営ができるよう支援している。

健康月間の取り組み

区民の健康の保持・増進を目的として、生活習慣の改善、健康づくりの実践を促進するため、11 月を区民健康月間と定め区内企業、関係団体や関係機関の参画を得て、協働して「港区健康フェスタ」をはじめとする取組みを進め、健康づくりへの動機づけの機会を提供するとともに区民が主体的に健康づくり、介護予防に取り組めるよう、運動や健康づくりの知識の普及、啓発を図っている。

8 . 大正区

1 . 大正区プロフィール

特徴	大正区は市の南西部に位置して大阪湾に面し、区の三方を木津川、尻無川、岩崎運河に囲まれ、臨海工業地帯として発展してきた。地下鉄延伸により、都心へのアクセスも充実し、隣接区との連絡橋として「千本松大橋」「新木津川大橋」「なみはや大橋」、区内連絡橋として大正内港に架かる「千歳橋」があり、スムーズな交通の循環が図られている。鶴浜沖埋立地での豊かなウォーターフロントを生かした、賑わいのある空間の創出と地域の活性化を促進する開発等、平成 24 年の区政施行 80 周年を経て、「住・職・遊」のバランスのとれた魅力あふれるまちづくりを目指している。
トピックス	大正区の複合施設「アゼリア大正」は、音楽ホール・スポーツセンター・温水プールなどを備え、区民の健康増進と文化交流及び区民スポーツ・コミュニティづくりの拠点として利用されている。区西部の北村地区には、総合医療施設・障がい者施設・介護保険施設などが展開され、医療・福祉ゾーンとしての整備が進んでいる。高齢社会に向けた施設として、区内には在宅福祉・総合相談窓口の拠点としての「大正区ふれあい福祉センター」と2カ所の地域包括支援センター・2カ所のランチが設置され在宅介護の支援に大きな役割を果たしている。

2 . 統計からみる大正区の状況（基準日：平成 29 年 10 月 1 日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	64,355 人	24	面積	9.43 km ²	9
人口密度	6,824 人/km ²	21	世帯数	29,561 世帯	24

高齢化指標

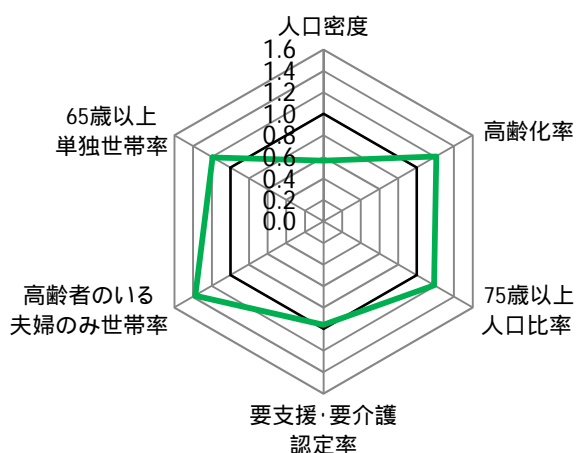
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65 歳以上人口	20,016 人	18	高齢化率	31.1%	3
65～74 歳人口	10,160 人	18	75 歳以上人口	9,855 人	18
65～74 歳人口比率	15.8%	3	75 歳以上人口比率	15.3%	5
要介護認定者数 ¹	4,780 人	18	認知症高齢者数(65 才以上) ²	978 人	18
(認定率)	23.6%	12	認知症高齢者数(75 才以上) ²	852 人	18
65 歳以上単独世帯数 ³	5,162 世帯	20	65 歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	3,470 世帯	17
(世帯率)	17.7%	3		11.9%	1

1：平成 29 年 9 月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成 29 年 4 月 1 日現在）

3：国勢調査「65 歳以上の世帯員のいる世帯」（平成 27 年 10 月 1 日現在）

大正区の水準（大阪市 = 1 とした指数）



大正区の高齢化の特徴

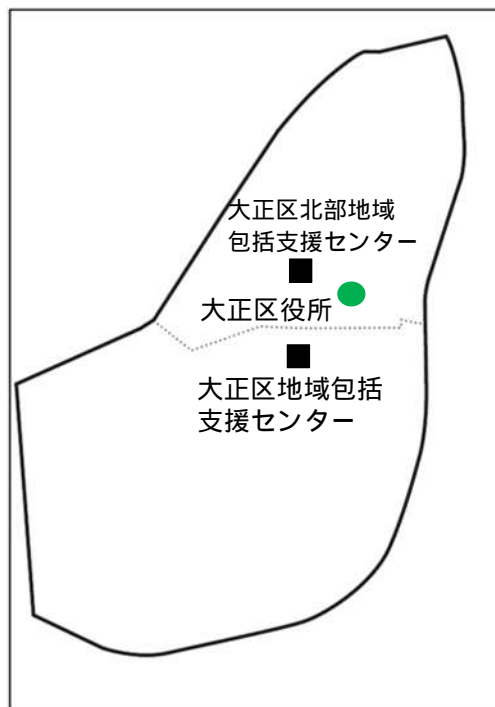
高齢化率は 31.1% と高く、24 区中 3 位である。

65～74 歳以上人口比率が 3 位、75 歳以上人口比率は 5 位である。

65 歳以上単独世帯率は 3 位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は 1 位となっている。

各指標の水準が、大阪市平均に比べて高く、高齢化が進んでいる区域であるが、要介護認定率は 12 位と中位である。

3. 大正区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

高齢者等に対する地域における見守り活動及び高齢者食事サービス事業の一体的な実施により、セーフティ機能の強化を図るとともに、活動を通して把握された要援護者の情報を地域福祉活動に役立てている。

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」との連携により、両事業を効果的に実施し、区内の要援護者の支援のネットワークを張りめぐらせている。

5. 地域資源情報

地域の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	件 数
地域包括支援センター	2 箇所
総合相談窓口（ランチ）	2 箇所
老人クラブ数	11 団体
連合町会数（H27 国勢調査）	10 団体
民生委員・児童委員	114 人

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	44	介護老人福祉施設	6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	0			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	5			地域密着型通所介護	14
訪問リハビリテーション	0	介護老人保健施設	3	認知症対応型通所介護	2
通所介護	8			小規模多機能型居宅介護	4
通所リハビリテーション	5			認知症対応型共同生活介護	7
福祉用具貸与	6	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
短期入所生活介護	5			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	3				
居宅介護支援	34				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	1 箇所	在宅療養支援歯科診療所	8 箇所
在宅療養支援診療所	15 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	33 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

いきいき百歳体操の推進

大正区では高齢者の介護予防に効果的とされている「いきいき百歳体操」の普及啓発の取り組みを平成 26 年度より実施しており、その実施にあたっては、各地域拠点での同体操の指導・助言に加え、体操参加者が安全に実施できるよう見守り等の活動を行う「いきいき百歳体操サポーター」を育成し、地域において円滑かつ効果的に普及啓発できるよう体制を整備している。

地域支援会議の開催

大正区では高齢者を含む地域支援の一環として、関係機関間で地域課題を共有し課題解決に向けて一体的に支援する仕組みとして「地域支援会議」を開催し、社会福祉協議会、地域包括支援センター、ランチの職員、見守り推進員、保健福祉センター地域担当保健師などが小学校区毎に隔月参加し、地域の体制づくりに努めている。

9 . 天王寺区

1 . 天王寺区プロフィール

特徴	天王寺区は大阪市のほぼ中央に位置し、地勢は西高東低で南北にのびる帯状の上町丘陵と呼ばれる台地にある。区内には、わが国最初の大伽藍で、聖徳太子の創建(593年)による四天王寺をはじめ約200の社寺があるほか、さまざまな名所旧跡が多く、歴史と伝統の息づく町である。また、天王寺公園をはじめ緑豊かな公園が多く、大学から幼稚園まで70に近い校園を有し、美術館・動物園などの文化施設にも恵まれた文教の町でもある。天王寺ターミナルは、JRを中心として地下鉄、私鉄等の各線が集結しており付近の百貨店、商店街、地下街等の商業活動も盛んで、大阪でも有数の繁華街を形成している。
トピックス	天王寺区には、大阪赤十字病院・大阪警察病院・NTT西日本大阪病院などの大病院が多く、設備のすぐれた病院が数多く存在している。 「命を守る政策」がしっかりと進められているまちを目標のひとつに掲げている。重点的な経営課題として、65歳以上高齢者の4割が独居世帯であり、急病時や災害時の孤立化などが懸念されることから、これまでの地域の見守り活動とも連携を図りながら見守りを推進するとともに、交流機会の充実を図るとしている。

2 . 統計からみる天王寺区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	78,372人	20	面積	4.84 km ²	21
人口密度	16,193人/km ²	8	世帯数	39,604世帯	21

高齢化指標

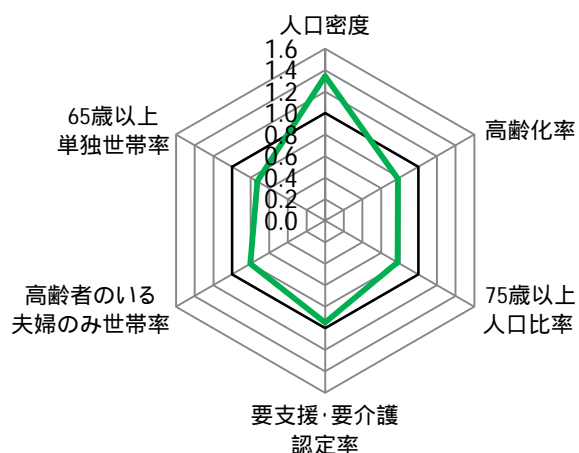
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	15,768人	21	高齢化率	20.1%	20
65～74歳人口	7,909人	22	75歳以上人口	7,861人	20
65～74歳人口比率	10.1%	22	75歳以上人口比率	10.0%	19
要介護認定者数 ¹	3,441人	20	認知症高齢者数(65才以上) ²	792人	21
(認定率)	23.3%	13	認知症高齢者数(75才以上) ²	719人	20
65歳以上単独世帯数 ³	4,121世帯	22	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	2,639世帯	21
(世帯率)	10.8%	20		6.9%	18

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

天王寺区の水準（大阪市 = 1とした指数）



天王寺区の高齢化の特徴

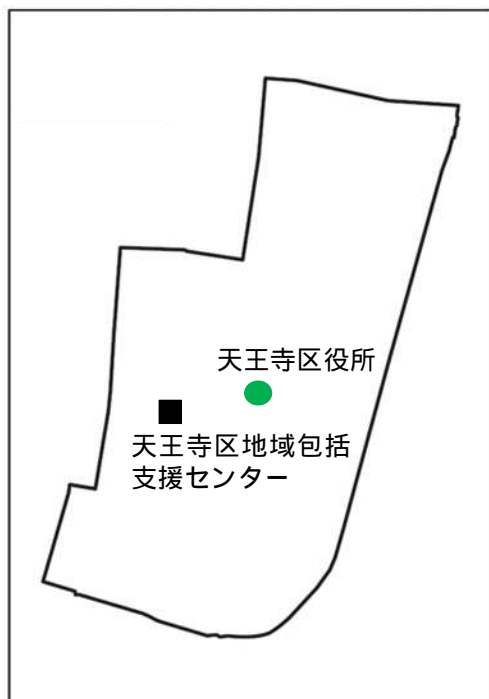
高齢化率は20.1%と低く、20位である。

65～74歳人口比率は22位、75歳以上人口比率は19位と下位である。

65歳以上単独世帯率は20位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は18位である。

各指標の水準が、大阪市平均に比べて低く、比較的高齢化が進んでいない区域であるが、認定率は13位と中位である。

3. 天王寺区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

お年寄り 1 人 1 人の命を守り抜く地域福祉を挙げている。急病時・災害時に高齢者が孤立しないよう、見守り体制が再構築され、見守りが必要な全ての高齢者が見守られている状態、全ての高齢者が交流できている状態をめざしている。

独居高齢者は、急病時、災害時の孤立化や孤独死等が懸念されるが、「要援護者見守りネットワーク強化事業」(全市実施)の展開により、希望者を対象に地域による平時の見守りを実施するなど、地域における見守り体制は着実に構築されつつある。

5. 地域資源情報

地域の状況(平成 29 年 3 月 31 日現在)

区 分	件 数
地域包括支援センター	1 か所
総合相談窓口(ブランチ)	2 か所
老人クラブ数	16 団体
連合町会数(H22 国勢調査)	9 か所
民生委員・児童委員	97 人

主な介護保険事業者・施設の状況(平成 29 年 9 月末現在)

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	44	介護老人福祉施設	2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	1			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	14			地域密着型通所介護	9
訪問リハビリテーション	0	介護老人保健施設	2	認知症対応型通所介護	2
通所介護	9			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	4			認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	11	介護療養型医療施設	1	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	3			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	2			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	5				
居宅介護支援	28				

在宅医療の状況(平成 29 年 10 月 1 日現在)

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	1 か所	在宅療養支援歯科診療所	11 か所
在宅療養支援診療所	19 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	58 か所

6. その他(高齢者の支援に関する区独自の取組など)

独居高齢者等見守りサポーター事業

75 歳以上の独居世帯、75 歳以上の高齢者のみで構成される世帯(介護サービス利用世帯・生活保護受給世帯などを除く)でボランティア等による定期的な訪問について同意した方に対し、地域の事情に応じて月 1 回程度見守り訪問を行う。

安心安全カード周知・啓発事業

自分自身の情報(困ったときの連絡先、避難場所、かかりつけ医、いつも飲んでる薬など)を記入しておくことにより、「いざ」というときに自分自身の安全を守るとともに、地域での助け合いの輪を広げること役に立つカードを区民に対して広く周知・啓発を行う。

10. 浪速区

1. 浪速区プロフィール

特徴	浪速区は大阪市のほぼ中央に位置し、堺、和泉、和歌山、神戸、奈良方面への交通路にあたるなど立地条件に恵まれ、古くから中小商工業地域として発達してきた。長い歴史をもつ「大阪木津卸売市場」、「でんでんタウン」などの商業地域もあり、大阪のシンボル「通天閣」・「ジャンジャン横丁」がある新世界など、庶民の町として親しまれている。一方、関西国際空港や地方都市をつなぐ交通拠点と商業機能を持つ「湊町リバープレイス」、都会のオアシスとしての魅力を備えた「なんばパークス」など、賑わいを見せている。今宮戎神社など由緒ある神社仏閣も数多くあり、文化教育スポーツ施設も充実し、国際化・情報化に向けた新しい魅力ある街として飛躍を目指している。
トピックス	浪速区では、「賑わいと活力に満ち溢れるまちの創造」、誰もが「住みたい」「住み続けたい」まちの実現を目標に、区民の安全・安心を担う総合拠点として、区民の信頼を確保すること、活力ある地域づくりのため、地域活動を支える「かなめ」となって区民等を総合的に支援するといった使命を掲げている。

2. 統計からみる浪速区の状況（基準日：平成 29 年 10 月 1 日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	72,350 人	22	面積	4.39 km ²	24
人口密度	16,481 人/km ²	6	世帯数	49,925 世帯	15

高齢化指標

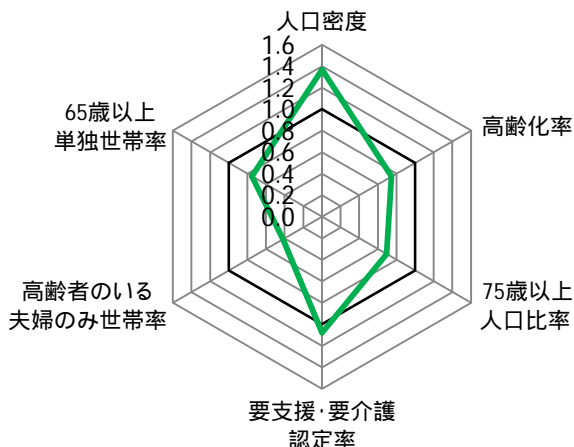
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65 歳以上人口	13,859 人	24	高齢化率	19.2%	21
65～74 歳人口	7,372 人	24	75 歳以上人口	6,487 人	24
65～74 歳人口比率	10.2%	20	75 歳以上人口比率	9.0%	22
要介護認定者数 ¹ (認定率)	3,340 人 26.5%	21 5	認知症高齢者数(65才以上) ²	839 人	20
			認知症高齢者数(75才以上) ²	668 人	22
65 歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	5,303 世帯 11.2%	19 19	65 歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	1,723 世帯 3.6%	24 24

1：平成 29 年 9 月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成 29 年 4 月 1 日現在）

3：国勢調査「65 歳以上の世帯員のいる世帯」（平成 27 年 10 月 1 日現在）

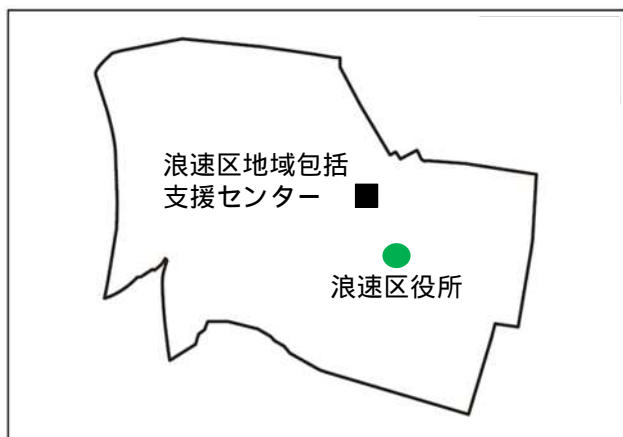
浪速区の水準（大阪市 = 1 とした指数）



浪速区の高齢化の特徴

高齢化率は 19.2% と低く、24 区中 21 位である。
 65～74 歳人口比率は 20 位、75 歳以上人口比率は 22 位と低い。
 認定率は 26.5% で 5 位となっている。
 65 歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率が 3.6% と市内で最も低い。
 大阪市平均に比べて各指標の人口比率・世帯率は低く、比較的高齢化が進んでいない区域であるが、認定率は高めである。

3. 浪速区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

区社会福祉協議会に、福祉専門職のワーカーや要援護者名簿に係る同意確認の調査員を配置した「見守り相談担当」を設置し、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークの実現を図っている。

要援護者名簿登録にかかる本人同意確認・名簿整備等

「見守り支援ネットワーカー」による孤立世帯等への専門的対応

「認知症高齢者見守りネットワーク」による徘徊者保護の強化

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	1 か所	連合町会数（H27 国勢調査）	11 団体
総合相談窓口（ランチ）	3 か所	民生委員・児童委員	124 人
老人クラブ数	16 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	63	介護老人福祉施設	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	1			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	11			地域密着型通所介護	9
訪問リハビリテーション	0	介護老人保健施設	2	認知症対応型通所介護	1
通所介護	9			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	2			認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	11	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	5			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	2			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	2				
居宅介護支援	45				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	1 か所	在宅療養支援歯科診療所	11 か所
在宅療養支援診療所	17 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	41 か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

医療・介護連携システム（A ケアカード）の構築

浪速区在宅連携協議会が進める A ケアカードシステムは、医療と介護現場の多職種（医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー）で保有している患者（利用者）の情報を相互に共有するシステムで、平成 28 年 11 月に運用開始した。ICT を活用し、各現場の端末機器で最新の医療・介護情報を確認することにより、利用者に最も適した医療・介護サービスを速やかに提供する。国が推進する「地域包括ケアシステム」の多職種連携のひとつとして、将来的に多様な支援の一体化を目指すものである。普及・利用の促進のため、浪速区が協力団体となって、広報面での支援を行っている。具体的には、区広報誌への定期的な記事の掲載と在宅医療・介護連携推進事業の一環としてリーフレット等の作成を行っている。また、協力団体として、浪速区在宅連携協議会の定例会へ傍聴者として出席し、また参加団体間のメーリングリストに加入することにより、状況の把握と連携に努めている。

・浪速区在宅連携協議会の参加団体

浪速区医師会・浪速区歯科医師会・浪速区薬剤師会・浪速区内訪問看護ステーション・浪速区居宅介護支援事業者連絡会

11. 西淀川区

1. 西淀川区プロフィール

特徴	西淀川区は明治・大正・昭和の初期にかけ、水運の発達や鉄道・道路・橋梁などの急速な整備に伴い、紡績・機械・金属・鉄鋼・化学といった近代工業が集中し一大工業地帯を形成した。しかし、これらの工業地帯は一方では大気汚染の発生源となり、当区に深刻な公害問題を生じさせたが、いち早く発生源対策を鋭意推進してきた結果、一定の成果をあげた。また、河川汚濁のはげしかった大野川・中島大水道も市民生活の環境改善を図るため、緑あふれる緑陰道路として再生され、広く区民の憩いの場・健康づくりの場として活用されている。
トピックス	各地域における高齢者等の要介護者に対して地域住民自らが継続的・日常的に見守る仕組み（見守りネット倶楽部）を構築し、地域からの孤立を防ぎ、安全・安心して暮らし続けることのできる福祉コミュニティ豊かな街づくりを目指している。

2. 統計からみる西淀川区の状況（基準日：平成 29 年 10 月 1 日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	95,518 人	16	面積	14.22 km ²	4
人口密度	6,717 人/km ²	22	世帯数	43,985 世帯	18

高齢化指標

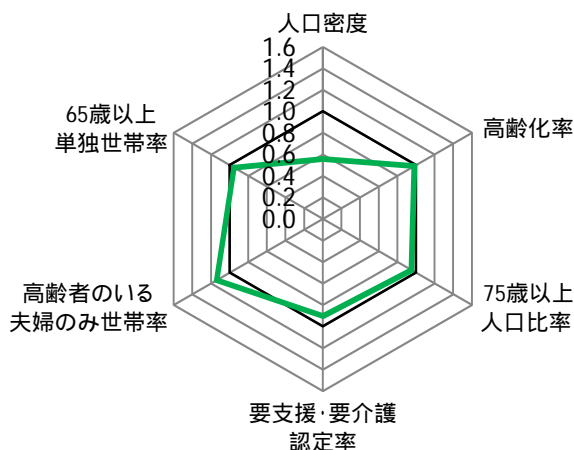
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65 歳以上人口	24,147 人	15	高齢化率	25.3%	14
65～74 歳人口	12,414 人	14	75 歳以上人口	11,734 人	14
65～74 歳人口比率	13.0%	11	75 歳以上人口比率	12.3%	14
要介護認定者数 ¹ (認定率)	5,386 人	14	認知症高齢者数(65才以上) ²	1,221 人	15
	22.2%	16	認知症高齢者数(75才以上) ²	1,088 人	16
65 歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	6,090 世帯	14	65 歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	4,227 世帯	13
	14.2%	13		9.9%	10

1：平成 29 年 9 月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成 29 年 4 月 1 日現在）

3：国勢調査「65 歳以上の世帯員のいる世帯」（平成 27 年 10 月 1 日現在）

西淀川区の水準（大阪市 = 1 とした指数）



西淀川区の高齢化の特徴

高齢化率は 25.3% と 24 区中 14 位である。

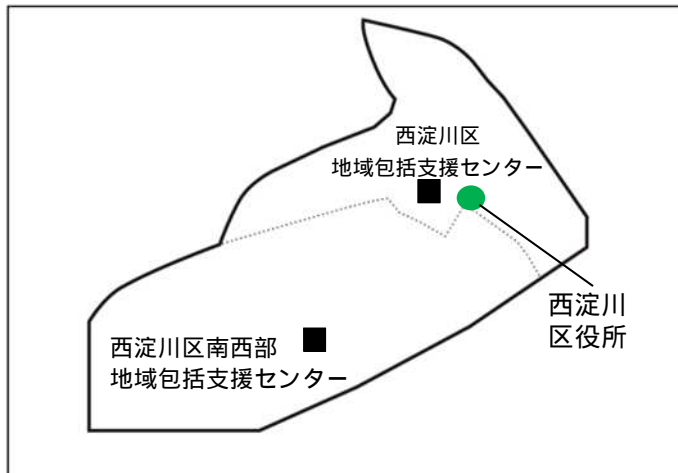
65～74 歳人口比率は 11 位、75 歳以上人口比率は 14 位と平均的である。

65 歳以上単独世帯率は市水準に近く 13 位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は大阪市平均を若干上回り 10 位である。

認定率は 16 位と、市水準よりやや低めになっている。

比較的高齢化が進行していない区域である。

3. 西淀川区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

活力ある地域社会に向けて、地域活動協議会が互いに切磋琢磨し、区全体で発展していけるような地域活動への支援を行っている。また、地域での「つながり」「きずな」の大切さを実感する取組みを行っている。

地域活動協議会の自立運営を推進するために、引き続き中間支援組織を効果的に活用し、地域団体間の連携・協働、開かれた組織運営、会計の透明性確保、ICTを利用した情報発信や広報による地域情報の効果的な発信、地域における担い手確保や人材育成、自主財源の獲得に向けた情報提供等の支援を行っている。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成29年3月31日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	2 箇所	連合町会数（H27 国勢調査）	14 団体
総合相談窓口（ランチ）	2 箇所	民生委員・児童委員	141 人
老人クラブ数	18 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成29年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	52	介護老人福祉施設	5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	2			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	14			地域密着型通所介護	17
訪問リハビリテーション	2	介護老人保健施設	5	認知症対応型通所介護	3
通所介護	14			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	6			認知症対応型共同生活介護	7
福祉用具貸与	8	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	5			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	5			複合型サービス	1
特定施設入居者生活介護	3				
居宅介護支援	38				

在宅医療の状況（平成29年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	2 箇所	在宅療養支援歯科診療所	8 箇所
在宅療養支援診療所	24 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	42 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

地域における要介護者の見守りネットワーク強化事業
 上記事業の中で、区独自に「地域福祉活動支援コーディネーター」を各地域に配置し、支援者の名簿を整理し、日常的・定期的な見守り活動を行っている。

区内関係者会議の開催（西淀川区支え合う安心安全連絡会）。

警察、消防署、区役所、区社会福祉協議会、地域包括支援センターが定期的に連絡会を開催し、情報交換するなど連絡を密にし、区内の高齢者の支援を行っている。

12. 淀川区

1. 淀川区プロフィール

特徴	淀川区は市内北部を貫流する淀川の北岸に位置し、東は東淀川区、西は西淀川区、南は北区、北は吹田、豊中、尼崎の3市にそれぞれ隣接している。古くから、交通の要衝として栄え、新大阪駅の設置、地下鉄御堂筋線の延伸により、また、大規模な区画整理による近代的な都市づくりが進められたことにより、めざましく発展してきた。近年では都心へのアクセスとなるJR東西線が開通し、加島駅が設置されるなど鉄道整備も進んできた。区内の産業は、卸・小売業、飲食店を中心とする商業活動が主であるが、機械器具製造業、金属製品製造業を中心とする工業活動も盛んであり、商・工業活動とも常に本市の上位を占めており、将来性豊かな、活気と魅力にあふれた区である。
トピックス	淀川区では、平成14年5月には、十三市民病院が、高度な医療設備と最良の医療環境を兼ね備えた地域の「中核病院」として野中北二丁目にオープンした。都市環境の整備が図られるとともに、高齢社会に備え高齢者福祉施設も順次建設されるなど、安心して住みよいまちづくりへと進展しつつある。

2. 統計からみる淀川区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	179,136人	2	面積	12.64 km ²	6
人口密度	14,172人/km ²	13	世帯数	97,988世帯	1

高齢化指標

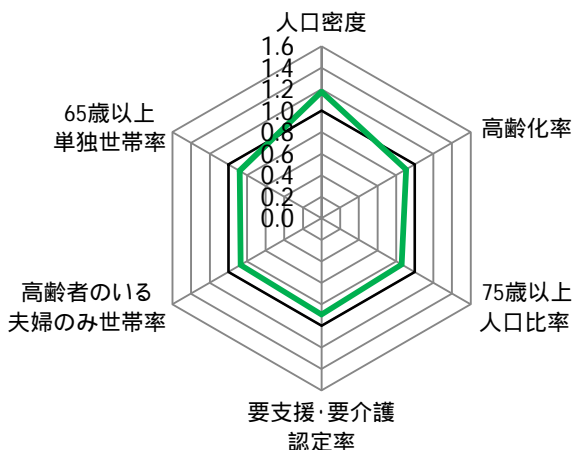
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	41,847人	6	高齢化率	23.4%	17
65～74歳人口	21,944人	3	75歳以上人口	19,903人	7
65～74歳人口比率	12.2%	17	75歳以上人口比率	11.1%	18
要介護認定者数 ¹ (認定率)	8,981人 22.0%	8 20	認知症高齢者数(65才以上) ²	1,951人	8
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	12,351世帯	4	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	7,076世帯	5
	13.1%	16		7.5%	17

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

淀川区の水準（大阪市 = 1とした指数）



淀川区の高齢化の特徴

高齢化率は23.4%と24区中17位である。

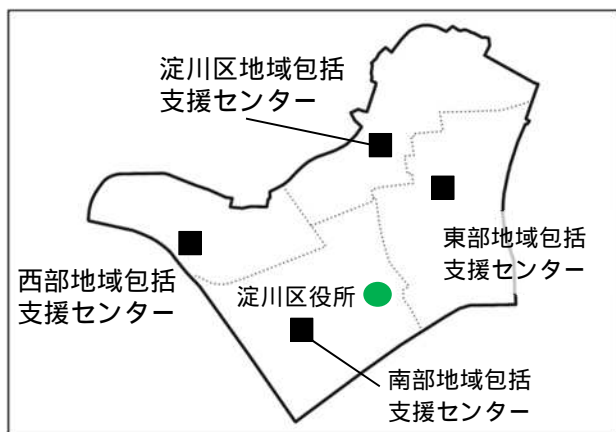
65～74歳人口比率は17位、75歳以上人口比率は18位である。

65歳以上単独世帯率は16位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は17位である。

認定率は20位となっている。

各指標の水準が、全体的に大阪市平均に比べて低く、比較的、高齢化はあまり進んでいない区域である。

3. 淀川区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

区は、区民の日常生活の安全・安心を担う総合拠点としての役割、活力ある地域社会づくりに向けた自律的な地域運営を支援する役割を担う。「安全・安心に暮らせるまち」を経営課題として、多様な主体が参画する訓練など「自助」「共助」の取り組みを促進している。

地域コミュニティが希薄になりつつある現状において、地域の助け合い、ささえ合いの体制づくり、地域福祉の担い手づくりに取り組んでいる。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	4 か所	連合町会数（H27 国勢調査）	18 団体
総合相談窓口（ランチ）	3 か所	民生委員・児童委員	226 人
老人クラブ数	25 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	91	介護老人福祉施設	7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	4			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	19			地域密着型通所介護	32
訪問リハビリテーション	2	介護老人保健施設	2	認知症対応型通所介護	6
通所介護	22			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	4			認知症対応型共同生活介護	14
福祉用具貸与	19	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
短期入所生活介護	8			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	2			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	8				
居宅介護支援	71				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	1 か所	在宅療養支援歯科診療所	26 か所
在宅療養支援診療所	30 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	75 か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

地域見守り活動サポート事業

平成 29 年度から、淀川区社協内の見守り相談室に、4 つの地域包括圏域ごとに担当するコミュニティソーシャルワーカーを増員し配置した 18 地域の調査員等の協力のもと、毎年各地域でワークショップを開催するなど、連携しながら地域における要援護者の見守り体制構築に取り組んでいる。

講演会・イベントや広報誌などによる認知症予防普及・啓発

専門医による講演会、健康 & 食育フェスタ等イベント、広報誌に隔月で「認知症発症予防と生活習慣病の改善」をテーマに記事を連載するほか、啓発リーフレットを作成・配布により認知症予防啓発を実施している。

いきいき百歳体操

区内の百歳体操の開催状況を把握し、9 月高齢者月間には広報誌に取り組み状況などの掲載を行っている。また、健康づくり推進協議会と連携しながらボランティア対象の交流会を年 1 回開催している。

13. 東淀川区

1. 東淀川区プロフィール

特徴	東淀川区は大阪市の最北端に位置し、淀川・神崎川・安威川の大きな河川に囲まれ、吹田・摂津・守口の3市に隣接している。かつての農村地帯から、現在では市内で人口が3番目に多い区へと発展し、平成27年4月には区政90周年を迎えた。平成18年に「地下鉄今里筋線」が開業、現在は、阪急電鉄淡路駅周辺で連続立体交差事業（2027年度完成予定）や大阪外環状鉄道の整備事業（JRおおさか東線）（2019年春完成予定）幹線道路や駅前の整備が進められ、大きくまちの姿が変わっていくところである。
トピックス	東淀川区では、平成以降「東淀川スポーツセンター」、「東淀川屋内プール」、「くにじまスポーツ」、「東淀川区在宅サービスセンター（ほほえみ）」、「淡路地域福祉・生活支援センター」がオープンしている。 平成28年12月に策定した東淀川区地域保健福祉計画に基づき、地域や行政をはじめ、地域に関わる全ての人の力をあわせて、支え合い、助け合う「自助」、「共助」、「公助」の考え方を理解して実践していくことで「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」のまちづくりをめざしている。

2. 統計からみる東淀川区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	175,827人	3	面積	13.27 km ²	5
人口密度	13,250人/km ²	15	世帯数	95,174世帯	2

高齢化指標

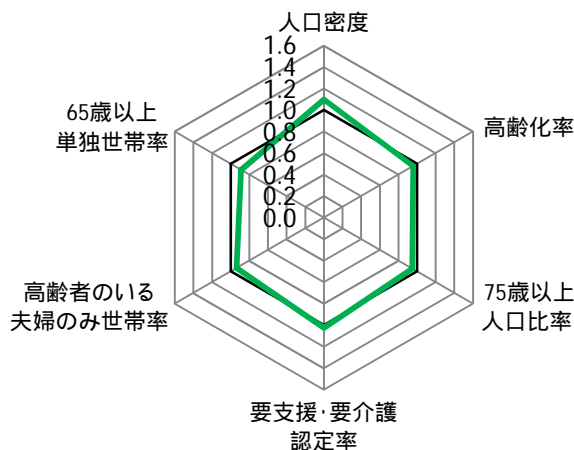
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	43,414人	3	高齢化率	24.7%	15
65～74歳人口	21,874人	4	75歳以上人口	21,540人	4
65～74歳人口比率	12.4%	15	75歳以上人口比率	12.3%	15
要介護認定者数 ¹ (認定率)	10,521人	5	認知症高齢者数(65才以上) ²	3,050人	3
	25.2%	8	認知症高齢者数(75才以上) ²	2,598人	3
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	12,219世帯	5	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	7,480世帯	3
	13.2%	15		8.1%	16

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

東淀川区の水準（大阪市＝1とした指数）



東淀川区の高齢化の特徴

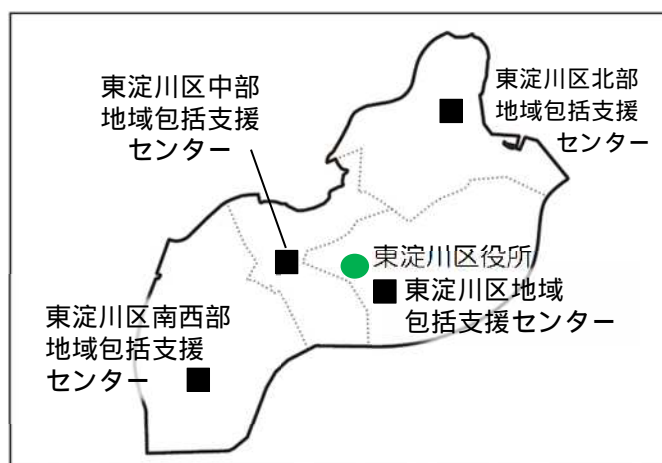
高齢化率は24.7%と24区中15位である。

65～74歳人口比率と75歳以上人口比率も15位と同位である。

65歳以上単独世帯率は15位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は16位となっている。

各指標の水準が、全体的に大阪市平均に比べて若干低い区域であるが、認定率は8位とやや高くなっている。

3. 東淀川区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」に向けて、地域力の向上をめざすとともに、誰もが安心して健康でこころ豊かに生き生きと暮らし、人権が尊重され、災害に強く安全かつ安心な、快適で活力とにぎわいのあるまちづくりを進めている。

地域に関わる全ての人々が力をあわせて、共に生き共に支え合い、地域での「自助」「共助」による地域コミュニティが確立され、誰もが安全・安心してくらするまちづくりを進めている。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	4 箇所	連合町会数（H27 国勢調査）	17 団体
総合相談窓口（ランチ）	5 箇所	民生委員・児童委員	248 人
老人クラブ数	89 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	119	介護老人福祉施設	9	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
訪問入浴介護	3			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	26			地域密着型通所介護	45
訪問リハビリテーション	1	介護老人保健施設	3	認知症対応型通所介護	2
通所介護	30			小規模多機能型居宅介護	7
通所リハビリテーション	5			認知症対応型共同生活介護	14
福祉用具貸与	20	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	9			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3			複合型サービス	2
特定施設入居者生活介護	7				
居宅介護支援	86				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	1 箇所	在宅療養支援歯科診療所	15 箇所
在宅療養支援診療所	18 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	72 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

地域別保健福祉計画の策定にかかる地域への支援
 だれもが地域で安心して自分らしく暮らしていくために、「自助・共助・公助」それぞれの考え方や役割を明確にしながら、地域の課題解決や特色を活かした地域保健・地域福祉を推進する地域別の保健福祉計画の策定に向けて支援している。

東淀川区ライフステーション事業
 区内に 2 か所の見守りの拠点となるライフステーションを設置し、日常的な生活相談や専門相談、見守りキーホルダー事業などを実施している。

複合課題世帯への支援
 複合課題世帯に対して、区役所各担当が連携し、世帯単位で支援する体制の強化、充実を行っている。

14. 東成区

1. 東成区プロフィール

特徴	東成区は市の東部に位置し、北は城東区、東は東大阪市、南は生野区、西は中央区、天王寺区と接している。主要道路の集まる今里交差点は、当区のほぼ中心に位置し、区役所をはじめ、官公署、各種金融機関が数多く集まり、区の発展の拠点となっている。交通機関は、東西に地下鉄2本、南北に地下鉄1本、市バスも区内7路線、その他JR環状線、近鉄線があり、区民の重要な交通手段となっている。生野区、城東区、鶴見区と共に大阪市東部における工業地帯を形成し地域の発展に大きく貢献してきたが、そのほとんどが中小零細企業である。平成27年4月には、東成区制90周年を迎えた。節目の年を迎え、ますます区民・地域、そして行政が一体となって住みよいまち「ひがしなり」のさらなる発展にむけた取組を進めている。
トピックス	東成区は地域のつながりが強く、さまざまな地域福祉活動が展開されている。高齢者等と地域をつなぐ「おももりネット事業」は東成区独自の取組みとして区内全域で実施され、成果をあげている。東成区では平成25年度よりこうした地域の取組みを活かして要支援者のセーフティネットの構築を進めるとともに、平成29年2月からはひとり暮らしの高齢者の支援の一環として、関係機関と協働してあらたに緊急時安否確認（かぎ預かり）事業を開始した。（大阪市内では初めての取組み）

2. 統計からみる東成区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	81,881人	18	面積	4.54 km ²	23
人口密度	18,035人/km ²	4	世帯数	41,718世帯	19

高齢化指標

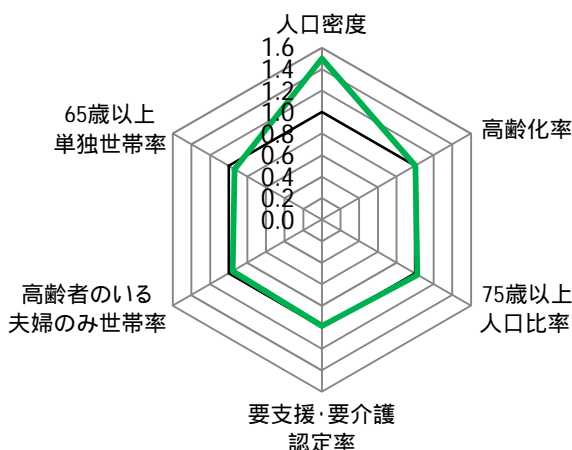
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	21,154人	17	高齢化率	25.8%	11
65～74歳人口	10,324人	17	75歳以上人口	10,830人	17
65～74歳人口比率	12.6%	14	75歳以上人口比率	13.2%	12
要介護認定者数 ¹ (認定率)	5,070人	16	認知症高齢者数(65才以上) ²	1,049人	17
	24.2%	10	認知症高齢者数(75才以上) ²	947人	17
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	5,518世帯	16	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	3,282世帯	18
	13.9%	14		8.3%	15

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

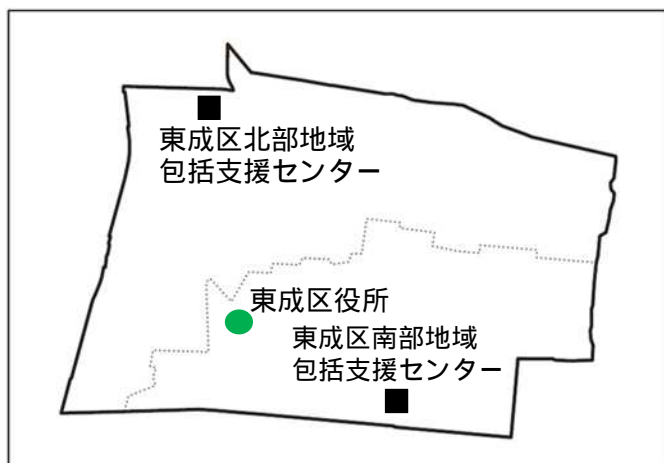
東成区の水準（大阪市＝1とした指数）



東成区の高齢化の特徴

高齢化率は25.8%と24区中11位となっている。
65歳以上単独世帯率は14位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は15位である。
認定率は10位となっている。
各指標により高低はあるものの、高齢化の水準は全体的に大阪市平均に近い。

3. 東成区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

各校下に配置した地域福祉活動サポーターを中心に高齢者食事サービス等の地域福祉活動を実施するとともに、「おまもりネット事業」等により地域のつながりづくり推進している。

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療・介護連携の推進はもとより、多様な主体のネットワークにより「地域包括支援システム」の構築をめざしている。

地域の健康教室やイベントの開催により健康づくりの啓発活動に取り組んでいる。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	2 箇所	連合町会数（H27 国勢調査）	11 団体
総合相談窓口（ランチ）	2 箇所	民生委員・児童委員	133 人
老人クラブ数	20 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	67	介護老人福祉施設	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	2			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	16	介護老人保健施設	3	地域密着型通所介護	27
訪問リハビリテーション	2			認知症対応型通所介護	4
通所介護	14			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	4	介護療養型医療施設	0	認知症対応型共同生活介護	7
福祉用具貸与	9			地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	4			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3			複合型サービス	1
特定施設入居者生活介護	5				
居宅介護支援	46				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	3 箇所	在宅療養支援歯科診療所	18 箇所
在宅療養支援診療所	35 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	60 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

「おまもりネット事業」を活用した高齢者・障がい者等支援セーフティネット構築事業
 「おまもりネット事業」（地域とのつながりづくりのために各校下で実施している活動で、「おまもりネット手帳」「カード」を無料で発行している。）等の地域福祉活動を支援し、要支援者のセーフティネット構築を進めている。

緊急時安否確認（かぎ預かり）事業

東成区にお住まいのひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、事前にかぎを預かり、緊急時にかぎを使って家屋に入り、安否を確認する。高齢者福祉関係機関との共同体で実施している。

いきいき百歳体操

参加者のモチベーション維持と各自の健康管理を目的に「百歳体操出席手帳」を作成し、出席シールとともに配布している。

15. 生野区

1. 生野区プロフィール

特徴	生野区は大阪市の東南部に位置し、東は東大阪市に、北は近畿日本鉄道を区界に東成区に、西はJR環状線を区界に天王寺区に、南は国道25号線および平野川を区界に阿倍野区、東住吉区、平野区にそれぞれ接しており、区の南北に今里筋と内環状線、東西に勝山通りが通っている。また、文化的には万葉の時代からの歴史や伝承が残されている土地であり、区名の「生野」は聖徳太子ゆかりの「生野長者」にちなんで付けられており、現在もだんじり・地藏盆など地域伝統行事が大切に守られて、下町の良さを残した人情味豊かなまちである。
トピックス	生野区では、少子高齢化の傾向が顕著な地域であり、単身高齢者の増加や児童・生徒数の減少、また製造業の企業数も減少傾向にあるなど、まちの活力が失われつつある一面もあるが、その一方で、古くからのコミュニティがなお生き続けている、あたたかく区民同士の絆やボランティア精神の強い住みやすいまちでもある。生野区では、『居場所』と『持ち場』のあるまちへ」を方針に掲げ、現在の施策の方向性を充実させながら、時には変化に対応しながら、まちの課題解決と未来に向けたまちづくりを進めている。

2. 統計からみる生野区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	129,693人	6	面積	8.37 km ²	13
人口密度	15,495人/km ²	10	世帯数	65,351世帯	8

高齢化指標

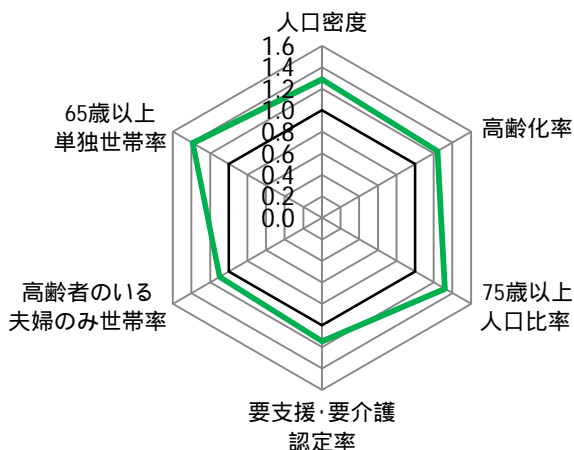
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	41,359人	7	高齢化率	31.9%	2
65～74歳人口	19,299人	7	75歳以上人口	22,059人	3
65～74歳人口比率	14.9%	4	75歳以上人口比率	17.0%	2
要介護認定者数 ¹ (認定率)	10,763人	4	認知症高齢者数(65才以上) ²	2,952人	4
	28.2%	2	認知症高齢者数(75才以上) ²	2,496人	4
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	13,108世帯	3	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	6,029世帯	8
	20.6%	2		9.5%	12

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

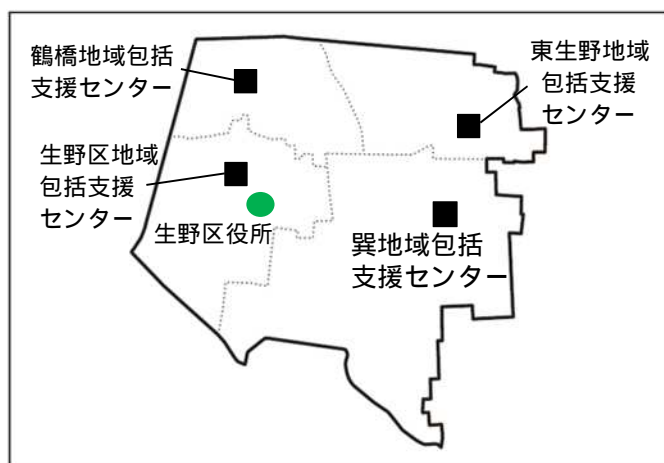
生野区の水準（大阪市＝1とした指数）



生野区の高齢化の特徴

高齢化率は31.9%と24区中2位となっている。
75歳以上人口比率は17.0%と24区中2位となっている。
65歳以上単独世帯率は24区中2位となっている一方、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は12位と中位にある。
認定率が2位となっている。
各指標の水準が、全体的に大阪市平均を上回っており、高齢化が進んでいる区域である。

3. 生野区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

生野区では、『「居場所」と「持ち場」のまちへ』をキーワードとして、地域包括ケアシステムの構築を進めている。地域住民と支援機関による小圏域会議や多職種が参画する各種会議体と、区地域ケア推進会議との有機的な連携により地域ケア会議を推進している。行政の画一的な制度では対応できず真に支援を必要とする人とボランティアのマッチングを行う「ご近“助”パワフルサポート」事業を展開している。生活支援コーディネーターと協議体との連携により、百歳体操を始めとした高齢者自身が自立的に取り組む「居場所」と「持ち場」を兼ねた社会資源の発掘・創出等の生活支援サービスの充実・強化を進めている。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	4 か所	連合町会数（H27 国勢調査）	19 団体
総合相談窓口（ランチ）	5 か所	民生委員・児童委員	241 人
老人クラブ数	45 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	183	介護老人福祉施設	10	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	1			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	17			地域密着型通所介護	51
訪問リハビリテーション	2	介護老人保健施設	5	認知症対応型通所介護	5
通所介護	26			小規模多機能型居宅介護	10
通所リハビリテーション	8			認知症対応型共同生活介護	17
福祉用具貸与	21	介護療養型医療施設	3	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
短期入所生活介護	13			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	7			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	12				
居宅介護支援	108				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	5 か所	在宅療養支援歯科診療所	16 か所
在宅療養支援診療所	46 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	79 か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

多職種連携による地域包括ケアの推進

認知症高齢者支援ネットワーク会議が中心となり、地域住民への認知症の周知啓発として講演会・シンポジウムの開催や認知症早期発見ツール「STOP DO!」の発行、また、「いくみんお守りキーホルダー」事業の展開など、多職種が連携した独自の取組を行っている。

区民の健康寿命延伸のための意識啓発

いつまでもいきいきと自分らしい生活を送ることができるよう、区民の健康寿命の延伸を目的に、がん検診などの検診の重要性の理解促進や習慣化をめざした生野区マスコット「いくみん」を活用した広報啓発や、区民の健康づくり等の意識の高揚・定着をめざした取組を推進している。

16. 旭区

1. 旭区プロフィール

特徴	旭区は大阪市の東北部に位置し、北に淀川を望み、西に城東貨物線、南に国道163号線、さらに東は守口市とその境を接している。市内でも有名な千林商店街があり、また、市バス路線に加え、地下鉄谷町線や京阪電鉄が都心に直結しており、交通が便利で、生活するのに静かで明るい雰囲気を持つ快適な住宅区である。主要道路交通網としては、淀川ワンドに華麗な斜張橋を映している菅原城北大橋と、その東に位置しこれも斜張橋で有名な豊里大橋が、市北部と都心、市南部を自動車交通で結ぶ要の役割を果たしている。
トピックス	旭区では、地域コミュニティ関連施設も充実し、旧京街道や江野川筋遊歩道の整備が進むとともに、公園景観との調和を図った地下式構造の旭スポーツセンターは、地域スポーツの振興の拠点としてその役割を果たしている。城北川に隣接する地域にある、区民センター、芸術創造館、図書館などを併設した複合施設は、地域コミュニティ活動の拠点として、大きな役割を担っている。さらに、急速に進展する高齢社会に対応するため、保健福祉サービスの総合的・効果的な提供を図る施設である在宅サービスセンターがその拠点として必要なサービスや情報提供を行っている。

2. 統計からみる旭区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	91,069人	17	面積	6.32 km ²	17
人口密度	14,410人/km ²	12	世帯数	44,128世帯	17

高齢化指標

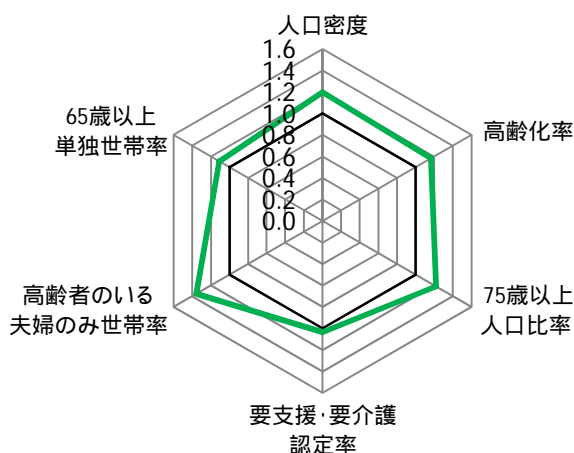
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	27,313人	11	高齢化率	30.0%	4
65～74歳人口	12,982人	13	75歳以上人口	14,330人	11
65～74歳人口比率	14.3%	5	75歳以上人口比率	15.7%	3
要介護認定者数 ¹	6,881人	11	認知症高齢者数(65才以上) ²	1,615人	9
(認定率)	25.4%	7	認知症高齢者数(75才以上) ²	1,436人	9
65歳以上単独世帯数 ³	7,212世帯	11	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	5,124世帯	9
(世帯率)	16.5%	7		11.7%	3

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

旭区の水準（大阪市＝1とした指数）



旭区の高齢化の特徴

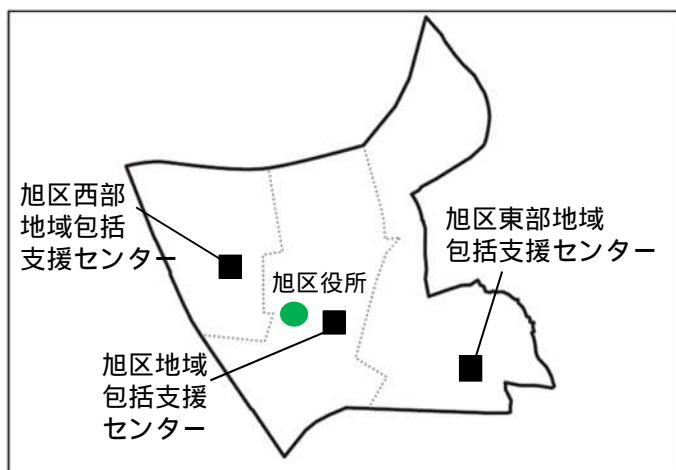
高齢化率は30.0%と24区中で4位である。65～74歳人口比率は5位であるが、75歳以上人口比率は3位である。

65歳以上単独世帯率は7位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は3位となっている。

認定率は7位である。

各指標の水準が、全体的に大阪市平均に比べて高く、高齢化が進行している区域である。

3. 旭区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

活力ある地域社会づくりをめざし、地域の様々な活動主体と協働して、「安全で安心できる旭区づくり」「元気で活力ある旭区づくり」「やさしくて、あたたかい旭区づくり」を推進している。高齢者の介護予防を地域住民とともに「いきいき百歳体操」を活用し、身近な地域で継続的に実施している。身体を鍛え、頭を使う認知症予防プログラムを活用し、区民に働きかけている。高齢者自らも担い手となり、支援するための講座開催に取り組んでいる。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	3 か所	連合町会数（H27 国勢調査）	10 団体
総合相談窓口（ランチ）	2 か所	民生委員・児童委員	139 人
老人クラブ数	62 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	78	介護老人福祉施設	7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	1			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	10			地域密着型通所介護	25
訪問リハビリテーション	1	介護老人保健施設	4	認知症対応型通所介護	2
通所介護	23			小規模多機能型居宅介護	3
通所リハビリテーション	4			認知症対応型共同生活介護	6
福祉用具貸与	12	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	7			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	4			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	3				
居宅介護支援	50				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	3 か所	在宅療養支援歯科診療所	12 か所
在宅療養支援診療所	33 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	44 か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

健康に関する取組み
健康フェスタ・食育フェスタの開催や、区民まつりにおいて「明日への健康コーナー」で生活習慣病予防及び重症化予防の啓発、また、振興町会等と連携し、不定期に健康講座を実施している。

いきいき百歳体操の推進
いきいき百歳体操は、平成 21 年からスタートし、年 1 回「旭区いきいき百歳体操だより」を発行し、全体交流会を開催している。また、90 歳以上の参加者に表彰を行い、参加者の意欲向上の取組みを行っている。

認知症予防のための講演会・普及・啓発の実施
平成 26 年から認知症予防のための市民啓発として認知症予防講演会、自主的な認知症予防活動支援のための地域型認知症予防プログラム等を実施している。

高齢者への歯科健康診査事業
旭区歯科医師会と協働で寝たきり高齢者への歯科健康診査事業を平成 29 年 10 月からスタートし、実施している。

17. 城東区

1. 城東区プロフィール

特徴	<p>城東区は大阪城の東に位置し、地勢的には東部の低湿地帯である旧大和川流域に属し、標高 1～2m と区域全般に低く平坦で、東西に寝屋川と第二寝屋川が流れ、南北に城北川、平野川、平野川分水路が通じるなど、河川が多く、他区にない特徴を示している。鉄道交通網では地下鉄谷町線・長堀鶴見緑地線・今里筋線・中央線、JR 学研都市線、京阪電鉄の各鉄道が区内を走っている。</p> <p>近年では区内各地区で工場等の転出跡地などに高層集合住宅や大規模小売店が相次いで建設されるなど、生活・交通至便な住宅地へと変化している。</p>
トピックス	<p>城東区では、今後も、公共交通機関の一層の充実、水辺環境整備、緑化の推進などによって、職・住のバランスのとれた区として発展が期待される。区の目標は「城東区に住んでよかったと思えるまち ～人が輝き活気にあふれ、まちに愛着があること～」であり、老若男女、障がい者、外国人など、すべての人が気持ちよく住めるまち、近所づきあい、つながり、きずながあるまち、生きがいを持って暮らし、ふるさと城東区をほこりと思えるまち、すべての人が、安全で安心して暮らせるまちをめざしている。</p>

2. 統計からみる城東区の状況（基準日：平成 29 年 10 月 1 日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	166,242 人	4	面積	8.38 km ²	12
人口密度	19,838 人/km ²	1	世帯数	78,478 世帯	4

高齢化指標

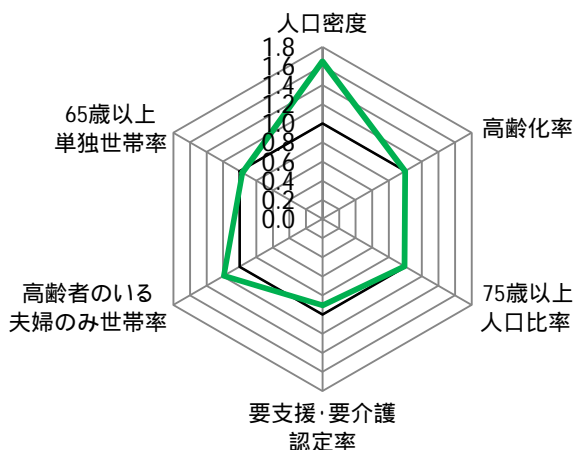
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65 歳以上人口	42,650 人	4	高齢化率	25.7%	13
65～74 歳人口	21,401 人	5	75 歳以上人口	21,250 人	5
65～74 歳人口比率	12.9%	12	75 歳以上人口比率	12.8%	13
要介護認定者数 ¹	9,531 人	7	認知症高齢者数(65 才以上) ²	1,965 人	7
(認定率)	22.2%	17	認知症高齢者数(75 才以上) ²	1,751 人	7
65 歳以上単独世帯数 ³	10,967 世帯	7	65 歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	7,855 世帯	2
(世帯率)	14.4%	12		10.3%	7

1：平成 29 年 9 月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成 29 年 4 月 1 日現在）

3：国勢調査「65 歳以上の世帯員のいる世帯」（平成 27 年 10 月 1 日現在）

城東区の水準（大阪市 = 1 とした指数）



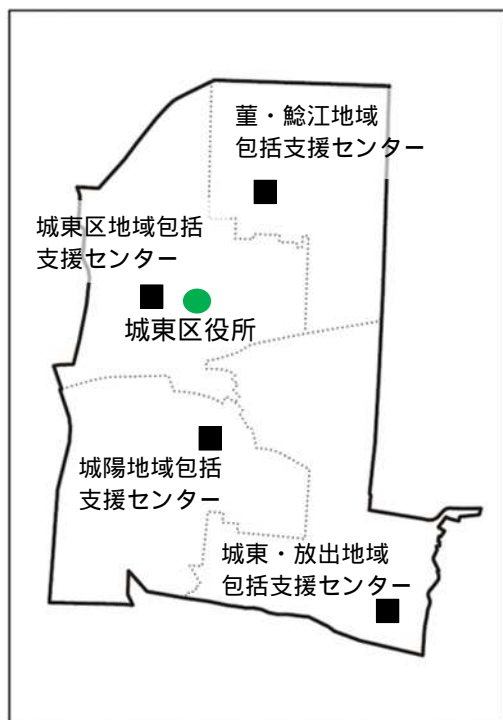
城東区の高齢化の特徴

高齢化率は 25.7% と大阪市平均に近く、13 位である。

65 歳以上単独世帯率は 12 位と平均的であるが、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は 7 位となっている。認定率は 17 位と低い方である。

高齢化率、75 歳以上人口比率の水準は平均的な一方で、高齢者のいる夫婦のみ世帯率が高い地域となっている。

3. 城東区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

地域における見守りの取り組みや、地域包括ケアシステムの構築については、地域や関係機関と連携を深めながら順調に進捗しており、めざすべき将来像の実現に向け、取り組みを進めている。区内の医療・介護関係機関が相互に顔の見える関係を築くため、個別事例を踏まえ各職種がそれぞれの役割や職種間連携方法について協議する研修会を企画・実施している。区民を対象に、地域包括ケアシステムに関する意識啓発を図るための講演会を企画・実施している。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	件数
地域包括支援センター	4 箇所
総合相談窓口（ランチ）	2 箇所
老人クラブ数	61 団体
連合町会数（平成 27 年国勢調査）	16 団体
民生委員・児童委員	210 人

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	93	介護老人福祉施設	5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	2			夜間対応型訪問介護	1
訪問看護	17			地域密着型通所介護	29
訪問リハビリテーション	1	介護老人保健施設	4	認知症対応型通所介護	4
通所介護	17			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	10			認知症対応型共同生活介護	11
福祉用具貸与	8	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	5			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	4			複合型サービス	1
特定施設入居者生活介護	3				
居宅介護支援	68				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	3 箇所	在宅療養支援歯科診療所	16 箇所
在宅療養支援診療所	56 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	74 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

「いきいき・かみかみ百歳体操」推進の取組み

いきいき・かみかみ百歳体操サポーター講座（4 回）といきいき・かみかみ百歳体操サポーターパワーアップ講座（年 2 回）を実施し、各会場との交流会を行っている。また、毎年開催している健康まつり（健康展）において 90 歳以上の継続参加者を表彰する等モチベーションの維持・向上の取組みを行っている。また、各拠点継続支援のため、咀嚼力判定や出席手帳配付、「いきいき百歳体操通信」発行の取組みを行っている。

18. 鶴見区

1. 鶴見区プロフィール

特徴	鶴見区は大阪市の最東部に位置し、西を城東区、北西を旭区、北を守口市と接し、北東を門真市、東を大東市、南を東大阪市と城東区に接している。花の万博以降、目覚ましい発展をとげ、中・高層住宅の建設、地下鉄鶴見緑地線の東西延伸、JR 東西線開通、東野田茨田線の拡幅事業、JR 放出駅周辺地区の土地区画整理事業などが進捗し、農地の広がるまちから都市基盤が整備された便利なまちへと変貌を遂げ、平成 10 年 7 月には人口が 10 万人を突破した。"国際都市大阪"の東西の発展軸上の東の区として、今後、ますますの飛躍が期待されている。
トピックス	鶴見区にある鶴見緑地では花の万博終了後順次整備が進められ、「咲くやこの花館」をはじめ、豊かな自然の中でスポーツ・レクリエーション・文化活動等幅広く利用できる市民の憩いの場として、「UNEP 国際環境技術センター」「鶴見スポーツセンター」「鶴見緑地プール」「運動場」「球技場」「自然体験観察園」等がオープンしている。近くには「花の卸売市場」日本初の「スノーピータウン」「ファクトリーアウトレット」の 3 つの施設が一体となった「鶴見はなぼーとプロッサム」も開設されている。

2. 統計からみる鶴見区の状況（基準日：平成 29 年 10 月 1 日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	111,563 人	10	面積	8.17 km ²	14
人口密度	13,655 人/km ²	14	世帯数	47,076 世帯	16

高齢化指標

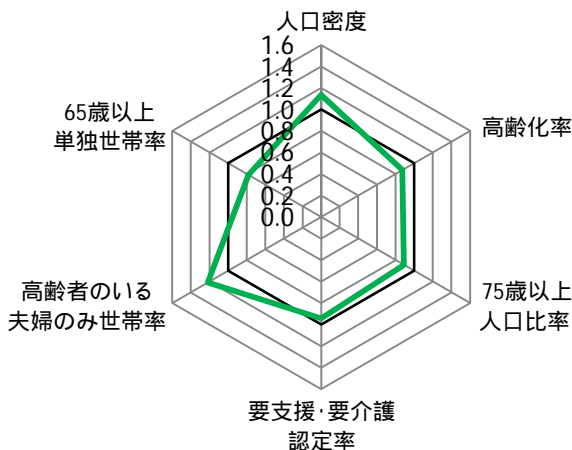
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65 歳以上人口	25,080 人	13	高齢化率	22.5%	18
65～74 歳人口	12,251 人	15	75 歳以上人口	12,828 人	12
65～74 歳人口比率	11.0%	18	75 歳以上人口比率	11.5%	17
要介護認定者数 ¹	5,760 人	12	認知症高齢者数(65 才以上) ²	1,460 人	11
(認定率)	23.2%	14	認知症高齢者数(75 才以上) ²	1,315 人	11
65 歳以上単独世帯数 ³	5,374 世帯	18	65 歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	4,869 世帯	11
(世帯率)	11.6%	18		10.5%	6

1：平成 29 年 9 月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成 29 年 4 月 1 日現在）

3：国勢調査「65 歳以上の世帯員のいる世帯」（平成 27 年 10 月 1 日現在）

鶴見区の水準（大阪市 = 1 とした指数）



鶴見区の高齢化の特徴

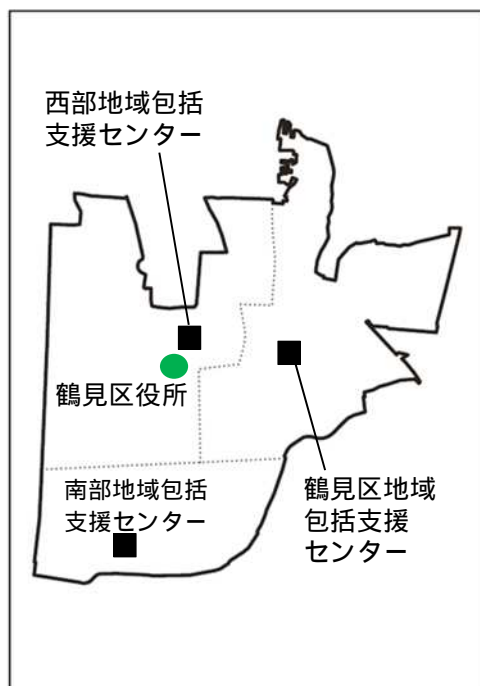
高齢化率は 22.5%と 24 区中 18 位であり、65～74 歳人口比率も 18 位、75 歳以上人口比率は 17 位である。

65 歳以上単独世帯率が 18 位の一方、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は 6 位である。

認定率は 14 位で、市平均を若干下回る。

人口からみた高齢化水準は市平均を下回るが、高齢者のいる世帯水準をみると、単独は低く、夫婦のみ世帯率は高い地域である。

3. 鶴見区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

こどもから高齢者まで、鶴見区で暮らすすべての人が地域や身近な人々と「つながり、ふれあい、見守り、支え合う、だれもが安心して暮らせるまち」の実現を目指している。住民主体の地域福祉ネットワーク推進事業を進め、地域住民からの相談受付や、生活課題等の解決につなげている。地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業と連携を図り、要援護者の把握や日頃からの見守り活動の強化を図っている。

5. 地域資源情報

地域の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	件 数
地域包括支援センター	3 か所
総合相談窓口（ランチ）	2 か所
老人クラブ数	26 団体
連合町会数（H27 国勢調査）	12 団体
民生委員・児童委員	122 人

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	56	介護老人福祉施設	8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	3			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	13			地域密着型通所介護	17
訪問リハビリテーション	2	介護老人保健施設	3	認知症対応型通所介護	1
通所介護	15			小規模多機能型居宅介護	3
通所リハビリテーション	7			認知症対応型共同生活介護	6
福祉用具貸与	8	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	9			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	4			施設入居者生活介護	1
特定施設入居者生活介護	6			複合型サービス	1
居宅介護支援	47				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	3 か所	在宅療養支援歯科診療所	7 か所
在宅療養支援診療所	20 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	40 か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業
 住民の身近な相談窓口として各地域に地域福祉コーディネーター（つなげ隊）を配置し、そのつなげ隊への助言等の支援や情報提供、地域有償ボランティア事業「あいまち」を運営するコミュニティソーシャルワーカーを配置するとともに、地域福祉活動への支援をおこなう。また、地域住民が主体となって取り組む地域福祉活動の推進や、地域ネットワークの構築、活性化を図りつつ、地域福祉活動の担い手の発掘・育成にも努めている。本事業を推進するにあたっては、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」と連携を図り、要援護者の把握や日頃からの見守り活動の強化に努めるとともに、保健師や生活支援コーディネーターとも連携し、いきいき百歳体操をはじめとした集いの場作りも進めている。

19 . 阿倍野区

1 . 阿倍野区プロフィール

特徴	阿倍野区は上町台地の南の高台に位置し、古くから大阪南部の交通の要衝として栄え、名所・史跡も多く、住宅・商業の町として発展してきた。とりわけ阿倍野橋・天王寺は、大阪の南の玄関口として各種の交通機関が集結し、多数の乗降客が行き交うターミナルである。周辺一帯は、活気のある商業地区を形成しており、阿倍野再開発事業により、平成23年4月には大阪府内最大級のショッピングセンターがオープンした。区域全体としては、比較的閑静な住宅地として発展してきた。
トピックス	誰もが住みたい、住み続けたいまち「あべの」の実現に向けて、区将来ビジョンの1つに「地域で支えあい、誰もが幸せに暮らせるまち」を掲げ、関係機関等と連携し、地域福祉や健康づくりに関する課題解決に取り組んでいる。

2 . 統計からみる阿倍野区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	108,642人	12	面積	5.98km ²	19
人口密度	18,168人/km ²	3	世帯数	51,145世帯	14

高齢化指標

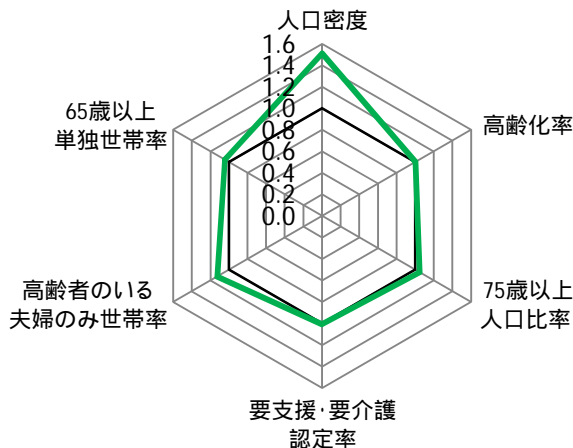
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	28,041人	10	高齢化率	25.8%	12
65～74歳人口	13,321人	11	75歳以上人口	14,720人	10
65～74歳人口比率	12.3%	16	75歳以上人口比率	13.5%	10
要介護認定者数 ¹	6,883人	10	認知症高齢者数(65才以上) ²	1,279人	14
(認定率)	24.7%	9	認知症高齢者数(75才以上) ²	1,166人	13
65歳以上単独世帯数 ³	7,780世帯	10	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	4,880世帯	10
(世帯率)	15.5%	9		9.7%	11

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

阿倍野区の水準（大阪市 = 1とした指数）



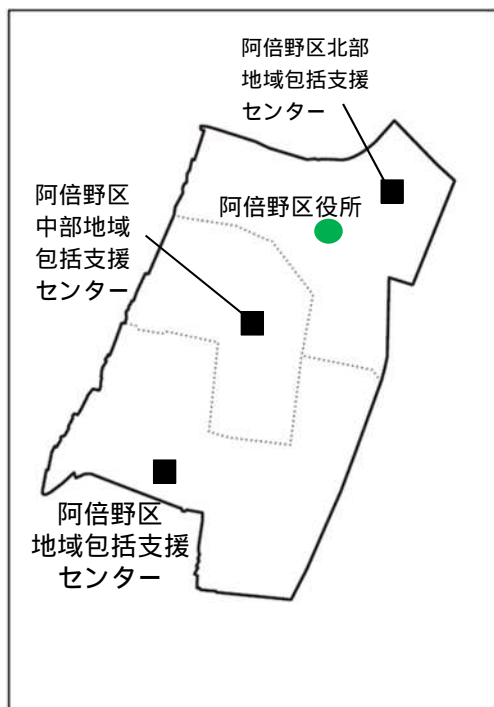
阿倍野区の高齢化の特徴

高齢化率は25.8%で24区中12位と中位にある。65～74歳人口比率が16位に対し、75歳以上人口比率は10位と差がある。

65歳以上単独世帯率は9位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は11位であり、ともに大阪市水準をやや上回る。

高齢化率が中位のわりに、他の指標は平均に比べ若干高く、世帯の高齢化水準がやや進んでいる区域である。

3. 阿倍野区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

地域福祉コーディネーターを軸として、地域の要
 援護者の把握や見守りボランティア活動を継続
 的に取り組み、世代を超えて相互に支え合う体制
 づくりがなされている。
 高齢者の虐待防止や成年後見制度について周知
 啓発をしてきたことにより高齢者の権利擁護に
 寄与している。
 生活習慣病予防、健康づくりのためにあべのウォ
 ーク等を開催し、運動習慣者が増加傾向である。
 特定健診受診者も年々増加している。

5. 地域資源情報

地域の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	件 数
地域包括支援センター	3 か所
総合相談窓口（ランチ）	2 か所
老人クラブ数	43 団体
連合町会数（H27 国勢調査）	10 団体
民生委員・児童委員	144 人

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	88	介護老人 福祉施設	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	1			夜間対応型訪問介護	1
訪問看護	21			地域密着型通所介護	19
訪問リハビリテーション	0	介護老人 保健施設	2	認知症対応型通所介護	2
通所介護	17			小規模多機能型居宅介護	4
通所リハビリテーション	4			認知症対応型共同生活介護	8
福祉用具貸与	17	介護療養型 医療施設	0	地域密着型特定施設入居者 生活介護	0
短期入所生活介護	4			地域密着型介護老人福祉 施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	2			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	9				
居宅介護支援	72				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	0 か所	在宅療養支援歯科診療所	20 か所
在宅療養支援診療所	27 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	68 か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

あべのウォーク/ちょこっとウォーキング
 阿倍野区健康づくり推進協議会(事務局：保健福祉センター)と老人クラブが主催するウォーキング
 イベント。生活習慣病及び認知症予防を目的として年 10 回開催している。
 サポーター養成講座
 あべのウォーク/ちょこっとウォークの企画・運営をサポートし、地域での運動習慣化を推進する
 リーダーとして養成しており、平成 29 年 10 月 1 日現在 34 名が登録している。
 「あべの 安全・安心 見守り、支え合い隊」事業
 「地域福祉コーディネーター」を各地域に配置し、地域と連携しながら介護情報や緊急連絡先等を
 記載した「要援護者名簿」の整理・充実を図るとともに、ボランティアの発掘・育成を進め、地域の
 福祉ニーズを把握する体制をつくり、地域自らによる見守り体制の構築を図る。
 大阪市阿倍野区高齢者食事サービス事業
 ひとり暮らし高齢者等を対象に会食等の食事サービスを実施する事業者に補助を行うことにより、
 高齢者の健康増進、地域社会との交流、介護予防、社会参加の促進を図る。

20. 住之江区

1. 住之江区プロフィール

特徴	住之江区は大阪市の南西部に位置し、北を大正区と西成区に、東を住吉区に接し、南は大和川を隔てて堺市に隣接し、西は大阪港にひらけている。区の東部は、古くから紀州街道沿いに町並みが形成され、南海本線や阪堺線の開通にともなって、住宅地・商店街として発展してきた。中部の木津川沿いから平林にかけての地域は、造船・鉄鋼・金属関係の重工業地帯として発展してきた。西部に位置する咲洲（南港）は、自然と文化・暮らしと経済の調和をめざした新しい港湾都市としての整備により、憩いと安らぎのまちづくりが進められてきた。
トピックス	住之江では、大阪港咲洲トンネルの開通により、都心へのアクセスがより一層確保され、ポートタウン北側の「コスモスクエア」では、国際見本市会場（インテックス大阪）・アジア太平洋トレードセンター（ATC）など、21世紀の国際文化情報都市にふさわしい、新しいまちづくりが行なわれている。

2. 統計からみる住之江区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	121,785人	9	面積	20.61 km ²	1
人口密度	5,909人/km ²	23	世帯数	57,851世帯	11

高齢化指標

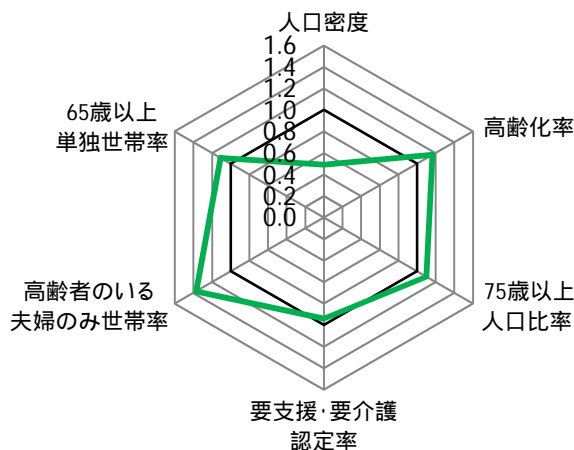
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	36,522人	9	高齢化率	30.0%	5
65～74歳人口	19,254人	8	75歳以上人口	17,268人	9
65～74歳人口比率	15.8%	2	75歳以上人口比率	14.2%	9
要介護認定者数 ¹ (認定率)	8,291人	9	認知症高齢者数(65才以上) ²	1,612人	10
	23.1%	15	認知症高齢者数(75才以上) ²	1,402人	10
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	9,365世帯	9	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	6,738世帯	6
	16.5%	8		11.8%	2

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

住之江区の水準（大阪市＝1とした指数）



住之江区の高齢化の特徴

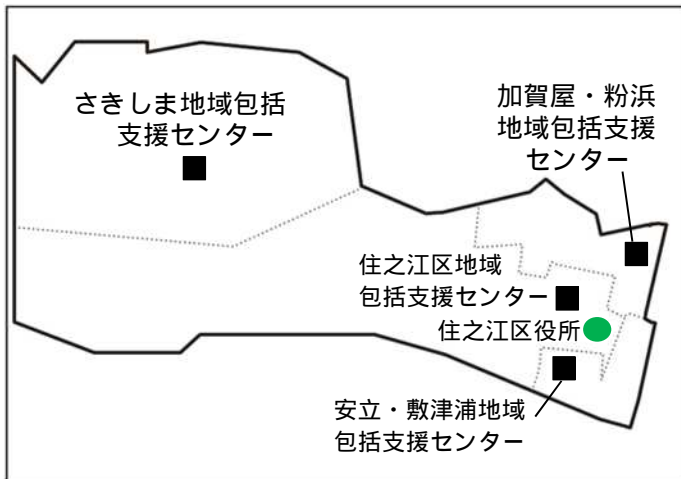
高齢化率は30.0%と5位である

65～74歳人口比率2位に対して、75歳以上人口比率は9位と差がみられる。

65歳以上単独世帯率は8位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は2位となっている。

各指標の水準が、概ね大阪市の水準より高く、高齢化が進行している区域であるが、認定率は15位と低くなっている。

3. 住之江区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

子どもから高齢者まで、住之江区で暮らし、学び、働くすべての人が、自分の将来に夢と希望を持って、地域など、周りの人々と幸せに暮らすことのできるまちをめざす。

「見守りあったかネット事業」の推進により、要援護者の見守り体制を構築している。

人材不足の介護事業所と、生活困窮者の就労をマッチングし、介護人材の循環の仕組みを立ち上げている。

「咲洲ウェルネスタウン計画」における取組事業を順次実施している。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	4 か所	連合町会数（H27 国勢調査）	14 団体
総合相談窓口（ランチ）	3 か所	民生委員・児童委員	187 人
老人クラブ数	48 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	82	介護老人福祉施設	7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	1			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	19			地域密着型通所介護	24
訪問リハビリテーション	2	介護老人保健施設	6	認知症対応型通所介護	1
通所介護	20			小規模多機能型居宅介護	3
通所リハビリテーション	8			認知症対応型共同生活介護	9
福祉用具貸与	15	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
短期入所生活介護	8			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	7			複合型サービス	1
特定施設入居者生活介護	6				
居宅介護支援	60				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	1 か所	在宅療養支援歯科診療所	15 か所
在宅療養支援診療所	35 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	60 か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

生活支援コーディネーターとの連携

地域福祉資源の発掘やと地域団体とのコーディネートなどを行う生活支援コーディネーターと共に、区民で構成される実行委員会にて地域福祉課題についての定期的な会議やイベントの実施。また、実行委員会は協議体のひとつとしても位置づけられている。

企業や大学との連携

7 社との見守り協定を締結し、意見交換会や、あったかネットサポーター養成講座を実施。地域団体が実施する高齢者向けアンケートへ大学が調査計画の監修等で協力している。

21. 住吉区

1. 住吉区プロフィール

特徴	住吉区は大阪市の最南部に位置し、大和川を隔てて堺市に接している。区内には、「住吉造り」といわれる神社建築史上特異な様式をもち、反橋(太鼓橋)や住吉踊で有名な「住吉大社」や、「吾彦山大聖観音寺」をはじめ多くの由緒ある神社仏閣や史跡がある。区民の憩いの場所として、桜で名高い万代池公園に加え、長居公園(東住吉区)や住吉公園(住之江区)にも恵まれており、都心への交通至便な住宅区としても、公営住宅の高層化や新しいマンションが建設され、都市整備が進められている。
トピックス	住吉区では、平成12年6月に、住吉スポーツセンター・住吉屋内プールが完成し、区民の福祉・健康増進に寄与している。また、平成19年11月には南住吉3丁目15番街区(旧沢之町公園)に、広域避難地域などの機能も備えた、あらたな地域コミュニティの拠点として、住吉区複合施設が完成し、住吉区民センター・住吉区役所・住吉区保健福祉センター・水道局住吉サービスステーション(現在は閉鎖)住吉図書館が整備された。

2. 統計からみる住吉区の状況(基準日:平成29年10月1日現在)

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	153,350人	5	面積	9.40 km ²	10
人口密度	16,314人/km ²	7	世帯数	72,401世帯	6

高齢化指標

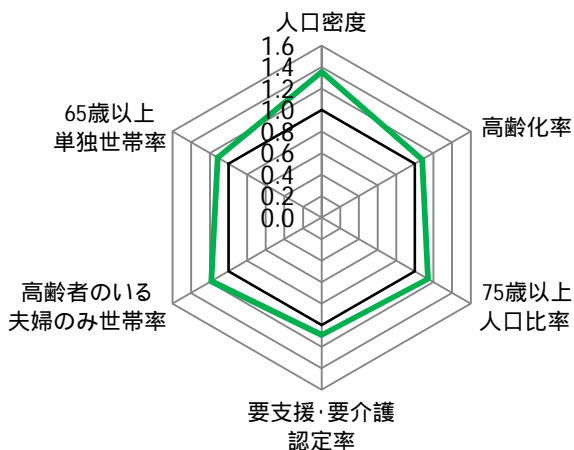
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	42,580人	5	高齢化率	27.8%	9
65~74歳人口	20,017人	6	75歳以上人口	22,563人	2
65~74歳人口比率	13.1%	10	75歳以上人口比率	14.7%	7
要介護認定者数 ¹	11,244人	3	認知症高齢者数(65才以上) ²	2,578人	5
(認定率)	26.8%	4	認知症高齢者数(75才以上) ²	2,273人	5
65歳以上単独世帯数 ³	11,905世帯	6	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	7,334世帯	4
(世帯率)	16.6%	5		10.2%	8

1:平成29年9月末

2:認知症高齢者数は居宅のみ(平成29年4月1日現在)

3:国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」(平成27年10月1日現在)

住吉区の水準(大阪市=1とした指数)



住吉区の高齢化の特徴

高齢化率は27.8%と24区中9位である。

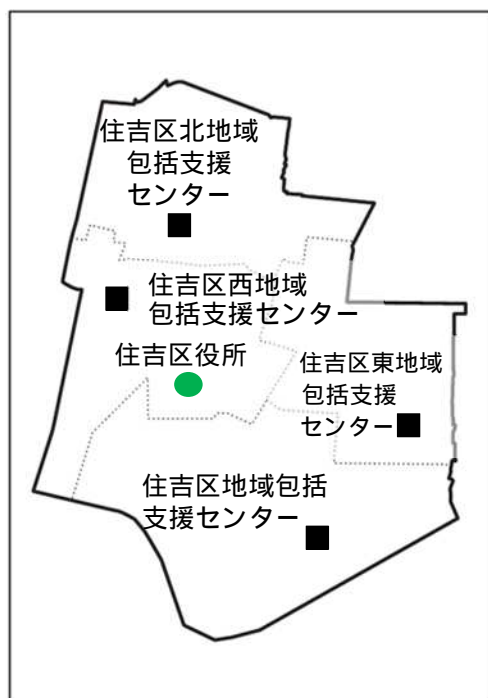
65~74歳人口比率が10位、75歳以上人口比率は7位となっている。

65歳以上単独世帯率は5位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は8位と市水準よりである。

認定率は4位となっている。

各指標の水準は、全体的に大阪市の水準に比べて高く、高齢化が進んでいる区域である。

3. 住吉区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

区として『自立した区民・地域の「和」で創るまち』の実現をめざしている。地域における災害時の支援と日常的な見守りを一体的に対応するシステムの構築を推進。区役所内に「地域見守り相談室」を設置し、区内の4つの包括圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置。身近な地域での相談や支援を行なっている。地域、支援関係機関、ライフライン業者等と連携して、孤立死防止のためのネットワーク構築に取り組んでいる。

5. 地域資源情報

地域の状況（平成29年3月31日現在）

区分	件数
地域包括支援センター	4 箇所
総合相談窓口（ランチ）	5 箇所
老人クラブ数	47 団体
連合町会数（H27 国勢調査）	12 団体
民生委員・児童委員	220 人

主な介護保険事業者・施設の状況（平成29年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	118	介護老人福祉施設	7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	5			夜間対応型訪問介護	2
訪問看護	22			地域密着型通所介護	33
訪問リハビリテーション	2	介護老人保健施設	3	認知症対応型通所介護	9
通所介護	21			小規模多機能型居宅介護	6
通所リハビリテーション	8			認知症対応型共同生活介護	15
福祉用具貸与	14	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	8			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	11				
居宅介護支援	88				

在宅医療の状況（平成29年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	2 箇所	在宅療養支援歯科診療所	13 箇所
在宅療養支援診療所	39 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	89 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

住吉区見守り支援システム

災害時要援護者台帳登録と地域住民による日常的な見守り活動を一体化。包括圏域ごとにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し区役所内に「地域見守り相談室」を設置し取りまとめを行っている。

住吉どらやきの会（医療介護連携を支える会）

大阪急性期医療センターを中心に区内6病院とケアマネジャーの連携づくりのため発足した自主会。3師会、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、行政も加わり病院から在宅医療の包括的、継続的な支援体制づくりに向けたフィールドとなっている。

高齢者家族の介護者の支援

男性介護者のための「ほっこりサロン」、高齢の親を介護する息子さんと娘さんのための介護者の集い、講演会やイベント時に被介護者を世話する「いきいきライフサポーター」の養成、ケアルームを設置運営している。

22. 東住吉区

1. 東住吉区プロフィール

特徴	東住吉区は大阪市南部に位置し、大阪市で8番目の大きさをもつ行政区画であり、東は平野区、西は阿倍野区・住吉区、北は生野区に接し、南は大和川をはさんで松原市に隣接している。区域の約90%は閑静な住宅地域で、JR 阪和線、近鉄南大阪線、地下鉄谷町線の駅付近は商業地域として発展しており、特に駒川商店街は大阪市内でも有数の商店街として知られている。区の北東部には、大阪南部の「市民の台所」として、中央卸売市場東部市場があり、食品流通の拠点として大きな役割を果たしている。南西部の一角を占める長居公園は、文化とスポーツの憩いの場として、花と緑の相談の場として、多くの市民から親しまれている。
トピックス	東住吉区の南部には、東住吉スポーツセンターなどがあり、地域に親しまれ利用されている。高齢者の保健・医療・福祉サービスの総合的、効果的な提供を図る施設として、区在宅サービスセンター（愛称：さわやかセンター）と全ての中学校下（7校下）には地域在宅サービスステーションがあり、在宅支援事業をはじめ、さまざまな支援事業が行われ、高齢者にとって住みやすい街づくりが着々と進められている。

2. 統計からみる東住吉区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	126,161人	8	面積	9.75 km ²	8
人口密度	12,940人/km ²	16	世帯数	58,747世帯	10

高齢化指標

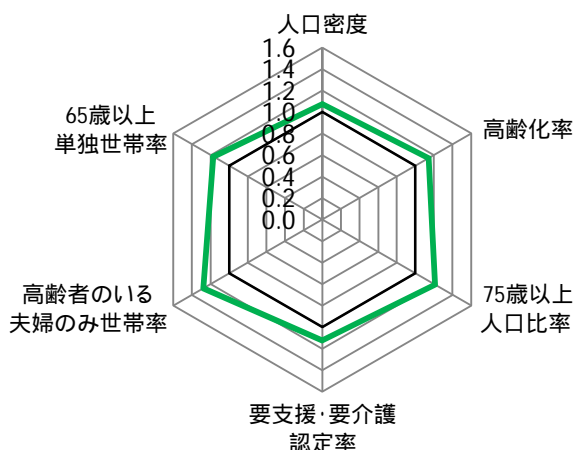
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	37,181人	8	高齢化率	29.5%	6
65～74歳人口	17,426人	9	75歳以上人口	19,756人	8
65～74歳人口比率	13.8%	6	75歳以上人口比率	15.7%	4
要介護認定者数 ¹ (認定率)	10,383人	6	認知症高齢者数(65才以上) ²	2,461人	6
	27.6%	3	認知症高齢者数(75才以上) ²	2,143人	6
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	10,036世帯	8	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	6,364世帯	7
	17.4%	4		11.0%	5

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

東住吉区の水準（大阪市 = 1とした指数）



東住吉区の高齢化の特徴

高齢化率は29.5%と24区中6位である。

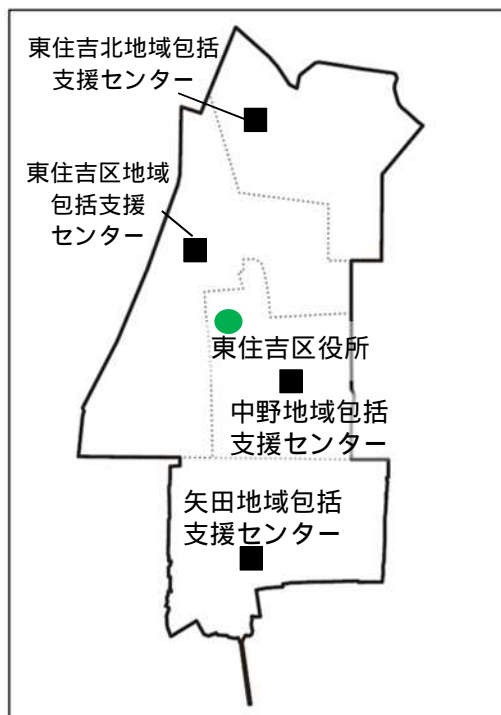
65～74歳人口比率は6位、75歳以上人口比率は4位である。

65歳以上単独世帯率は4位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は5位である。

認定率が3位となっている。

各指標の水準が、全体的に大阪市の水準に比べて高く、高齢化が進んでいる区域である。

3. 東住吉区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

健康的で、安心して老いていける、だれもが“しあわせに”暮らせるまちをめざしている。
 多様な“困りごと”をおたがいさまの意識で支えあえるよう、身近な地域でつなぐしくみづくりを推進している。
 有償による助け合い活動制度の導入、要援護者名簿を活用した地域における平時の見守りと災害時の避難支援への備えを強化、認知症高齢者等徘徊者の保護のためのメール配信システムの活用に取り組んでいる。

5. 地域資源情報

地域の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	件 数
地域包括支援センター	4 か所
総合相談窓口（ランチ）	3 か所
老人クラブ数	27 団体
連合町会数（H27 国勢調査）	14 団体
民生委員・児童委員	214 人

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	146	介護老人福祉施設	7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3
訪問入浴介護	1			夜間対応型訪問介護	1
訪問看護	22			地域密着型通所介護	43
訪問リハビリテーション	3	介護老人保健施設	7	認知症対応型通所介護	4
通所介護	27			小規模多機能型居宅介護	5
通所リハビリテーション	8			認知症対応型共同生活介護	15
福祉用具貸与	25	介護療養型医療施設	1	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
短期入所生活介護	8			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	8			複合型サービス	1
特定施設入居者生活介護	6				
居宅介護支援	108				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	3 か所	在宅療養支援歯科診療所	25 か所
在宅療養支援診療所	40 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	58 か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

「とんずみサポート」

区内の高齢者、障がい者等を対象に、公的な福祉サービスでは対応できない日常生活の“ちょっとした困りごと”について、有償でサポートする住民同士の支え合い活動を実施。

「高齢者食事サービス事業（ふれあい型）」

在宅の一人暮らし高齢者等を対象に、高齢者の健康の増進と地域社会との交流を目的として、ボランティアが地域施設において会食等の機会を提供する活動への補助を実施。

「はつらつ脳活性化元気アップ事業」

生活習慣病予防から認知症予防となる健康講座を住民主体で行い、認知症にならない、認知症になっても安心して暮らせる地域をめざした活動。各地域にリーダーを育成し事業展開する中で、世代間交流も意識し、キッズサポーターも養成して、安心して暮らせるまちに繋げる。

23. 平野区

1. 平野区プロフィール

特徴	<p>平野区は大阪市の東南部に位置し、東は八尾市、西は東住吉区、南は松原市、北は生野区及び東大阪市に接している。全般的には住居地域としての色合いが強く、公営住宅数については市内1位（24,274戸：平成29年4月1日現在）を有している。</p> <p>南部の喜連・瓜破・長吉地域は公営住宅や中高層住宅が建つ比較的新しい町並みの中に農地や遺跡が存在し、中央部の平野地域は古い家々と多数の神社・仏閣が存在する町並み、北部の加美地域は工業地区としての性格を有する町並みなどバラエティーに富んだ町になっている。区内の交通機関については、北部をJR大和路線・おおさか東線、中央部から東南部は地下鉄谷町線が通り、それぞれ市の中央部と直結している。</p>
トピックス	<p>平野区の施設では、男女共同参画社会をめざす『クレオ大阪南(男女共同参画センター南部館)』、おとしよりの自立を支援し、住み慣れた家庭への復帰をお手伝いする『おとしよりのすこやかセンター南部館』、出会う・学ぶ・創るをテーマにした手作り工芸の『大阪市立クラフトパーク』、バリアフリーの『平野屋内プール』、人権と文化の輪を広げる『平野図書館』、など、人々の暮らしを豊かに夢あるものへと誘う様々な整備が進んでいる。</p> <p>また、障がい者支援の基幹施設である『大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター』、発達障がいの各種相談等を行う『大阪市発達障がい者支援センター「エルムおおさか」』などの大阪市における基幹施設も所在している。</p>

2. 統計からみる平野区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	194,955人	1	面積	15.28 km ²	3
人口密度	12,759人/km ²	17	世帯数	90,536世帯	3
公営住宅数	24,274戸	1			

：平成29年4月1日現在

高齢化指標

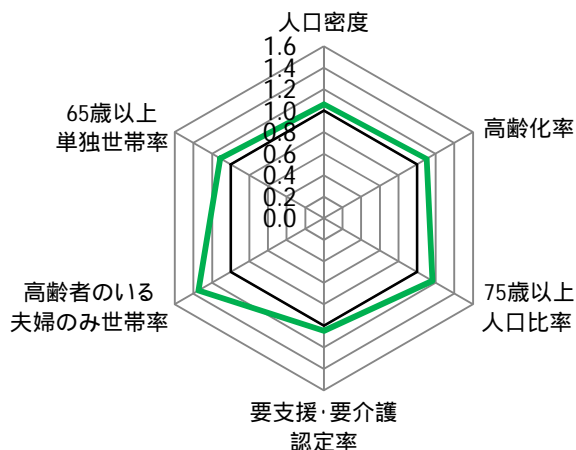
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	55,413人	1	高齢化率	28.4%	7
65～74歳人口	26,067人	1	75歳以上人口	29,346人	1
65～74歳人口比率	13.4%	9	75歳以上人口比率	15.1%	6
要介護認定者数 ¹ (認定率)	14,079人	1	認知症高齢者数(65才以上) ²	3,262人	2
	25.7%	6	認知症高齢者数(75才以上) ²	2,849人	1
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	14,720世帯	2	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	10,338世帯	1
	16.6%	6		11.6%	4

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

平野区の水準（大阪市 = 1とした指数）



平野区の高齢化の特徴

高齢化率は28.4%と24区中で7位である。

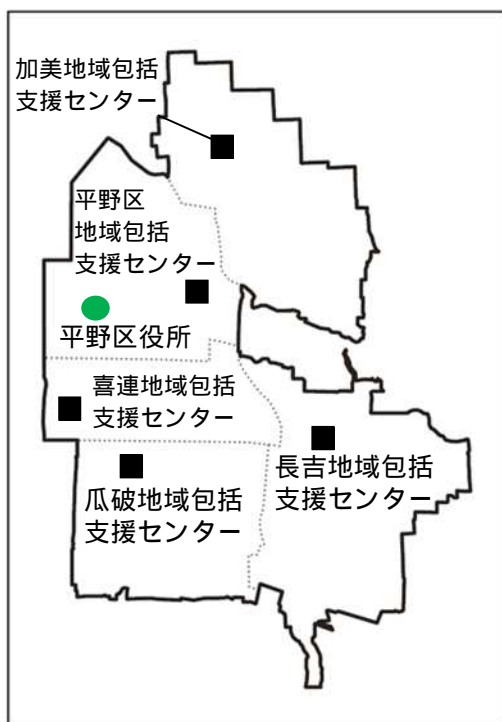
65～74歳人口比率が9位に対して、75歳以上人口比率は6位である。

65歳以上単独世帯率は6位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は4位となっている。

認定率は6位となっている。

各指標の水準すべてにおいて大阪市の水準を上回っており、高齢化が非常に進んでいる区域である。

3. 平野区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

高齢化率が平成 22 年から平成 27 年において 24.2%から 27.6%（国勢調査）に増加している平野区において、地域における支援が必要な方を「見守り」「発見」「支える」ために、地域の特性に応じた支援体制の基盤整備を行いつつ、誰もがお互いを支えあえる地域福祉活動の推進を図っていく必要がある。

65 歳以上の在宅認知症高齢者等の数が平成 21 年から平成 27 年の 6 年間で 1.6 倍に増加している。認知症になっても、住んでいる地域で自分らしく安心して暮らしを続けることができるよう、認知症の予防や理解を促進し、認知症高齢者を支援するための取組や連携強化を関係機関や多職種等とともに、推進していく必要がある。

5. 地域資源情報

地域の状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

区 分	件 数
地域包括支援センター	5 か所
総合相談窓口（ランチ）	6 か所
老人クラブ数	50 団体
連合町会数（H27 国勢調査）	22 団体
民生委員・児童委員	255 人

主な介護保険事業者・施設の状況（平成 29 年 9 月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	195	介護老人福祉施設	10	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
訪問入浴介護	3			夜間対応型訪問介護	1
訪問看護	29			地域密着型通所介護	44
訪問リハビリテーション	2	介護老人保健施設	7	認知症対応型通所介護	13
通所介護	42			小規模多機能型居宅介護	7
通所リハビリテーション	6			認知症対応型共同生活介護	19
福祉用具貸与	21	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
短期入所生活介護	11			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	6			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	11				
居宅介護支援	125				

在宅医療の状況（平成 29 年 10 月 1 日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	2 か所	在宅療養支援歯科診療所	20 か所
在宅療養支援診療所	53 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	85 か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

地域福祉活動コーディネーター事業（各地域の特性に応じた地域福祉支援体制の構築）

地域における支援が必要な方を「見守り」「発見」し、相談から必要な支援へ「つなげる（支える）」地域の要として、区内全 22 地域に地域福祉活動コーディネーターを配置し、地域の特性に応じて、関係機関等と連携しつつ、地域福祉活動の推進を図っている。

いきいき脳活（認知症予防推進事業）

区内関係者の協力のもと、高齢者が認知症の理解を深め、身近な場所で、仲間づくりとともに継続した認知症予防の自主的な取組ができるようなシステム構築に取り組んでいる。

いきいき百歳体操推進事業

百歳体操の担い手の養成を目的としたサポーター養成講座の実施、養成後のサポーターのモチベーションの維持・向上のためのサポーター交流会、継続参加者の全体交流会を行っている。

平野区「健康フェスタ&食育展」

区内の医療専門職や健康づくり等の関係団体、教育機関、民間企業、行政などが連携し、健康と食について、子どもから高齢者まで、楽しんで体験し学べるイベントを開催することにより普及啓発に取り組んでいる。

24. 西成区

1. 西成区プロフィール

特徴	西成区は上町台地の西側から木津川に至る間に位置しており、北に浪速区、東に阿倍野区、南に住之江区、木津川を挟んで西に大正区が隣接している。区の東部を南北にとおる旧紀州街道（住吉街道）は16世紀頃から堺の発展とともにひらけたもので、豊臣秀吉が堺政所や住吉大社への道中、この地で茶を楽しんだことから天下茶屋と呼ばれるようになり、大阪市顕彰史跡・天下茶屋跡を今に残している。現在は、国道26号・43号などの幹線道路、地下鉄・JR・私鉄が通る交通至便の地であり、商工業のまち、庶民的なまちとして、今なお人情豊かな下町の風情が残っている。
トピックス	西成区では、南海天下茶屋工場跡地の一角には、日本最大級のオーケストラ練習場である「大阪フィルハーモニー会館」（岸里1丁目）があり、大阪フィルハーモニー交響楽団の活動拠点となっている。また、区の中央南部には「南津守さくら公園・スポーツ広場」（南津守1丁目）があり、スポーツ振興に寄与している。将来像として、あらゆる世代の区民や福祉施設などのさまざまな活動主体が協働して地域活動を進めることで、すべての区民が住みなれた地域で安心・安全に暮らせ、すべての人権が尊重されるまちの実現をめざしている。

2. 統計からみる西成区の状況（基準日：平成29年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	110,410人	11	面積	7.37 km ²	16
人口密度	14,981人/km ²	11	世帯数	69,401世帯	7

高齢化指標

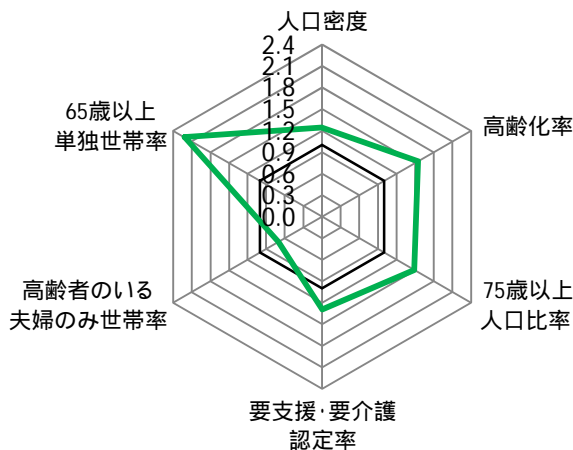
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	44,004人	2	高齢化率	39.9%	1
65～74歳人口	22,861人	2	75歳以上人口	21,143人	6
65～74歳人口比率	20.7%	1	75歳以上人口比率	19.1%	1
要介護認定者数 ¹ (認定率)	13,053人	2	認知症高齢者数(65才以上) ²	3,466人	1
	31.7%	1	認知症高齢者数(75才以上) ²	2,680人	2
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	22,456世帯	1	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	4,156世帯	14
	32.9%	1		6.1%	20

1：平成29年9月末

2：認知症高齢者数は居宅のみ（平成29年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

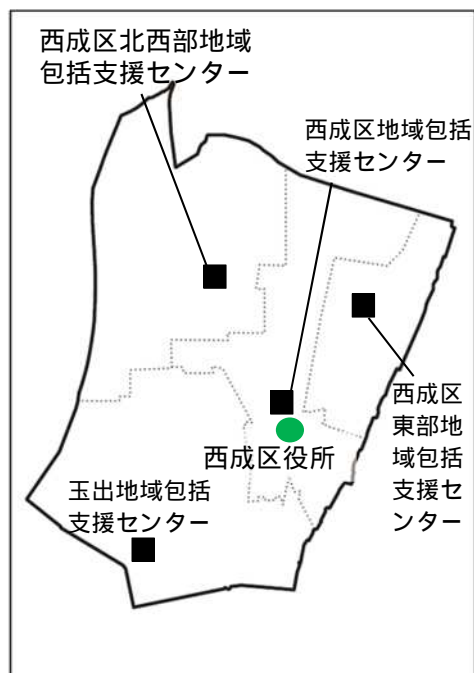
西成区の水準（大阪市 = 1とした指数）



西成区の高齢化の特徴

高齢化率は39.9%と24区中で最も高い。
65～74歳人口比率、75歳以上人口比率も1位である。
65歳以上単独世帯率が1位の一方、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は20位と大きな差がある。
認定率は1位となっている。
大阪市の水準に比べると、高齢化が最も進んでいる区域であるが、高齢者のいる夫婦のみ世帯率に限り低くなっている。

3. 西成区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

西成区は、他区と比べて特に高齢化が進み、若い世代が少ないことや、あいりん地域をはじめ、生活保護率が非常に高いなどの様々な課題が存在しており、それらを解決し区の活性化を図るために、平成25年度から西成特区構想による様々な取組みが市として進められている。
西成区地域福祉アクションプランの取組みで、より地域の特性・実情にあった「つながりづくり」を進めるため、地域の福祉的課題に対応した地域活動を推進している。

5. 地域資源情報

地域の状況（平成29年3月31日現在）

区分	件数
地域包括支援センター	4か所
総合相談窓口（ランチ）	5か所
老人クラブ数	53団体
連合町会数（H27国勢調査）	16団体
民生委員・児童委員	306人

主な介護保険事業者・施設の状況（平成29年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	285	介護老人福祉施設	8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3
訪問入浴介護	3			夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	25			地域密着型通所介護	42
訪問リハビリテーション	0	介護老人保健施設	4	認知症対応型通所介護	3
通所介護	31			小規模多機能型居宅介護	5
通所リハビリテーション	4			認知症対応型共同生活介護	16
福祉用具貸与	37	介護療養型医療施設	0	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	7			地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	4			複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	10				
居宅介護支援	147				

在宅医療の状況（平成29年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	2か所	在宅療養支援歯科診療所	16か所
在宅療養支援診療所	31か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	69か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

地域ネットワーク委員（436人）による活動
西成区では、各地区でネットワーク委員会活動が継続されており、支援を必要としている住民の発見や地域における見守り活動の中心的な役割を果たしている。
要援護者名簿の地域提供
平成18年度から区独自の「緊急時要援護者登録事業」を開始して地域へ要援護者名簿の提供を行っており、これを平成27年度から全区で始まった「地域における要援護者の見守りネットワーク強化学業」の対象者と統合し、より幅広い要援護者名簿として見守り活動を進めている。
単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業（愛称「ひと花プロジェクト」）
社会的に孤立する単身高齢生活保護受給者の生活改善のみならず、事業を通じた社会貢献活動が評価されており、地域とのつながりが希薄であった者も地域で居場所ができ、新たな「つながり」が生まれている。
あいりん地域を中心とした結核対策
結核罹患率が非常に高い西成区では、高齢者を中心とした効果的な結核検診の実施により患者の早期発見・早期治療につなげるとともに、患者が最後まで治療を継続できるよう、患者一人ひとりの状況に応じた服薬支援を実施している。